

令和7年度版

いわき市の下水道



公共下水道

都市下水路

地域汚水処理施設

農業集落排水処理施設

浄化槽



いわき市水再生の
マスコットキャラクター
あいちん

いわき市 生活環境部 生活排水対策室

目 次

第1章 いわき市について	1
1 いわき市で行われている生活排水処理の種類	2
2 いわき市で行われているその他の排水処理方式	2
3 市総合生活排水対策方針について	3
4 地方公営企業法の適用による企業会計への移行について	3
5 市民意見反映のしくみについて	3
6 経営戦略の策定について	3
7 汚水処理人口普及率について	4
第2章 公共下水道について	6
1 公共下水道はどんなしくみ?	6
2 公共下水道の目的と役割	8
3 公共下水道の将来計画とこれまでの整備状況	10
4 公共下水道の普及率と水洗化率	11
5 公共下水道の財政（下水道事業会計）	12
6 下水道使用料について	13
7 下水道事業受益者負担金について	14
8 公共下水道の使い方	16
9 公共下水道の維持管理	17
10 公共下水道接続への取組み	18
11 都市下水路事業	20
12 雨水流出抑制施設及び止水板設置補助事業（雨水タンクなどの補助制度）	21
第3章 地域汚水処理施設について	22
第4章 農業集落排水処理施設について	24
第5章 凝化槽について	26
1 凝化槽とは	26
2 凝化槽の種類	26
3 凝化槽の維持管理	27
4 凝化槽の使い方	28
5 凝化槽を設置するときの補助制度	29
第6章 自然災害による被害と復旧	31
1 東日本大震災	31
2 令和元年東日本台風	32
第7章 下水道の広報活動	33
第8章 いわき市の下水道の担当部署	37
○ 資料	38
● 用語集	

第1章 いわき市について

いわき市は、昭和41年10月に14市町村が合併して誕生した市です。福島県の太平洋側の最南端に位置し、常磐自動車道や国道6号、JR常磐線により関東地方に通じています。

重要港湾小名浜港や県央にある福島空港との連携により、陸・海・空の総合的、広域的な交通体系が整備されています。

※いわき市からの距離は、
鉄道の営業キロ数です。



いわき市の下水道は、**公共下水道事業**が昭和30年代に合併前の旧平市と旧磐城市（現在の小名浜地区）で始まり、市街地を中心に整備が進められてきました。

公共下水道以外の地区では、トイレの排水だけを処理する**単独処理浄化槽**が新築住宅の建設と共に広まっていきましたが、台所やお風呂などの生活排水が処理されないまま流されるといった環境問題から法律の整備も進み、現在では、トイレ・お風呂・台所などの全ての生活排水を処理する**合併処理浄化槽**に切り替わってきています。

1 いわき市で行われている生活排水処理の種類

生活排水処理に関して「下水道」って、よく聞く言葉だけど、どういうものを下水道って言うんだろう？

ボクが最初に思いついたのは、道路に埋められた下水道管なんだけど、実はそれだけじゃないらしいんだ。

雨水の管や側溝の一部、地域污水処理施設・農業集落排水処理施設なども広い意味では「下水道」の仲間なんだって。



生活排水処理の種類

下水道（下水道法上の下水道）

【公共下水道】

市街地の下水排除を目的として、市が管理・運営を行っているもの。生活排水が流れる汚水管と、雨水が流れる雨水管に分かれる。

集められた雨水は河川等に放流され、汚水は浄化センターできれいな水に処理してから放流される。

【都市下水路】

雨水対策として早急に整備しなければならない地区で行われる雨水用の下水道のひとつ。

下水道類似施設

【地域污水処理施設】

民間事業者の開発した団地などで行われている生活排水の集合処理施設

【合併処理浄化槽】（個人設置型）

各家庭の敷地に設置して、トイレ・台所・風呂・洗面台などの全ての生活排水を処理する装置

いわき市では、個人が住宅の改造や新築時に設置を行い、対象となる工事費に市が助成している。

【農業集落排水処理施設】

農村集落を対象にした集合処理施設

2 いわき市で行われているその他の排水処理方式

【くみ取り】

し尿をくみ取る方式のトイレ
台所や風呂等の排水は、未処理のまま放流

【単独処理浄化槽】

トイレの排水だけを処理する装置
台所や風呂等の排水は、未処理のまま放流

3 市総合生活排水対策方針について

本市では、汚水処理人口普及率の100%達成と、持続可能な生活排水処理事業の構築を目指すため、令和3年3月に、市総合生活排水対策方針（推進期間：令和3～12年度）を策定しました。

区分	取り組み内容(令和3年度～令和12年度)	取組目標
下水道	<ul style="list-style-type: none">・公共下水道事業計画区域の整備・維持管理の更なる効率化を推進	
地域	<ul style="list-style-type: none">・維持管理の更なる効率化を推進	
農集排	<ul style="list-style-type: none">・接続率の向上・維持管理の更なる効率化を推進	
浄化槽	<ul style="list-style-type: none">・普及促進・適正な維持管理の確保に向けた取組みを推進	
広報等	<ul style="list-style-type: none">・生活排水対策に関する適時・適切な広報を実施・経営状況を分かりやすく提供	
		<p>令和12年度 汚水処理人口普及率 <u>95.6%達成</u></p>

4 地方公営企業法の適用による企業会計への移行について

本市においては、下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業等」という。）などにより生活排水を処理しており、これからも安心してご利用いただくため、経営状況を的確に把握し、安定した事業運営を行う取組みの一環として、平成28年4月に、下水道事業等に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行しました。

企業会計への移行により、財務諸表等から得られる経営データを活用し、さらなる経営改善を図り、安心・安全なサービスの提供を目指します。

5 市民意見反映のしくみについて

生活排水処理は、市民生活に深く関わっており、その取組みには市民の意見を反映させることが重要なことから、市民や学識経験者等による下水道事業等の経営に関する調査審議を行うための「下水道事業等経営審議会」を設置しています。

6 経営戦略の策定について

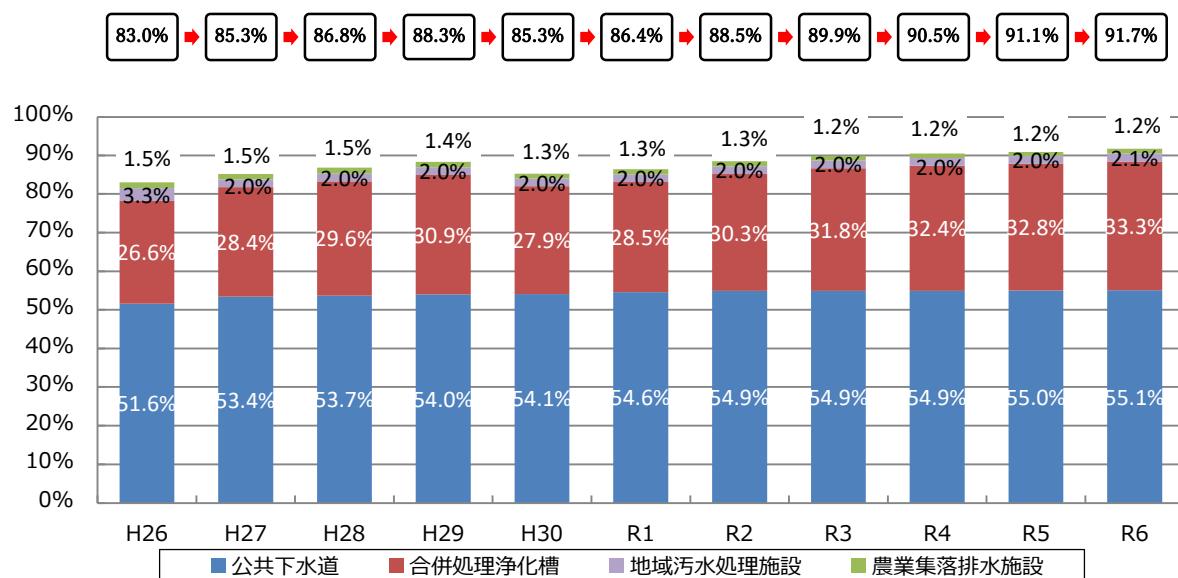
本市では、事業を取り巻く「ヒト(組織・人材)」、「モノ(資産・業務)」、「力ネ(財務)」の面での経営課題が確実に深刻度を増し、事業の持続可能性に影響を及ぼしていることから、長期的な視点に立ち、安定的な経営基盤の構築と戦略的な事業展開を図るため、平成31年3月に「下水道事業経営戦略」を、令和3年3月に「地域汚水処理事業経営戦略」及び「農業集落排水事業経営戦略」をそれぞれ策定しました。

7

汚水処理人口普及率について

いわき市の令和6年度末の汚水処理人口普及率は**91.7%**となっています。
また、本市の汚水処理人口普及率は、全国平均の93.7%と同水準ではあります
が、今後も普及率向上に向けた取組みを推進していきます。

◆ 汚水処理人口普及率の推移（平成26～令和6年度末）



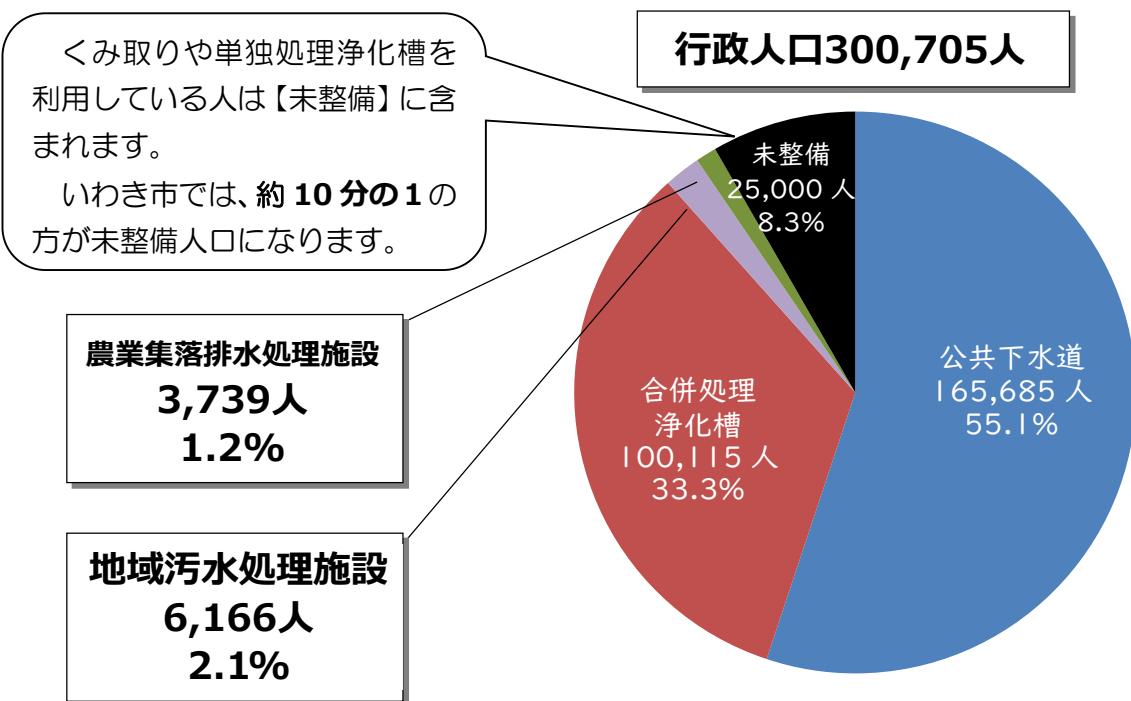
◆ いわき市と全国・県内他市の汚水処理人口普及率の比較（令和6年度末）

	汚水処理 人口普及率	(処理施設内訳)				
		公共下水道	合併処理浄化槽等	集落排水等	その他	
全国平均	93.7%	81.8%	9.5%	2.3%	0.1%	
福島県平均	87.9%	56.5%	24.8%	6.4%	0.2%	
いわき市	91.7%	55.1%	35.3%	1.2%	0.0%	
福島市	91.7%	67.8%	21.9%	0.8%	1.3%	
会津若松市	89.4%	72.3%	13.5%	3.6%	0.0%	
郡山市	94.5%	76.4%	14.6%	3.5%	0.0%	
白河市	99.7%	55.9%	14.5%	29.3%	0.0%	

※ 汚水処理人口普及率は、処理施設ごとに四捨五入したため、合計が合わないことがある。

※ その他は、コミュニティ・プラントである。

◆ 行政人口に占める各生活排水処理施設等の割合(令和6年度末)



※ 各割合は、処理施設ごとに四捨五入したため、合計が 100.0%にならないことがある。



【あいちゃんのワンポイント講座】

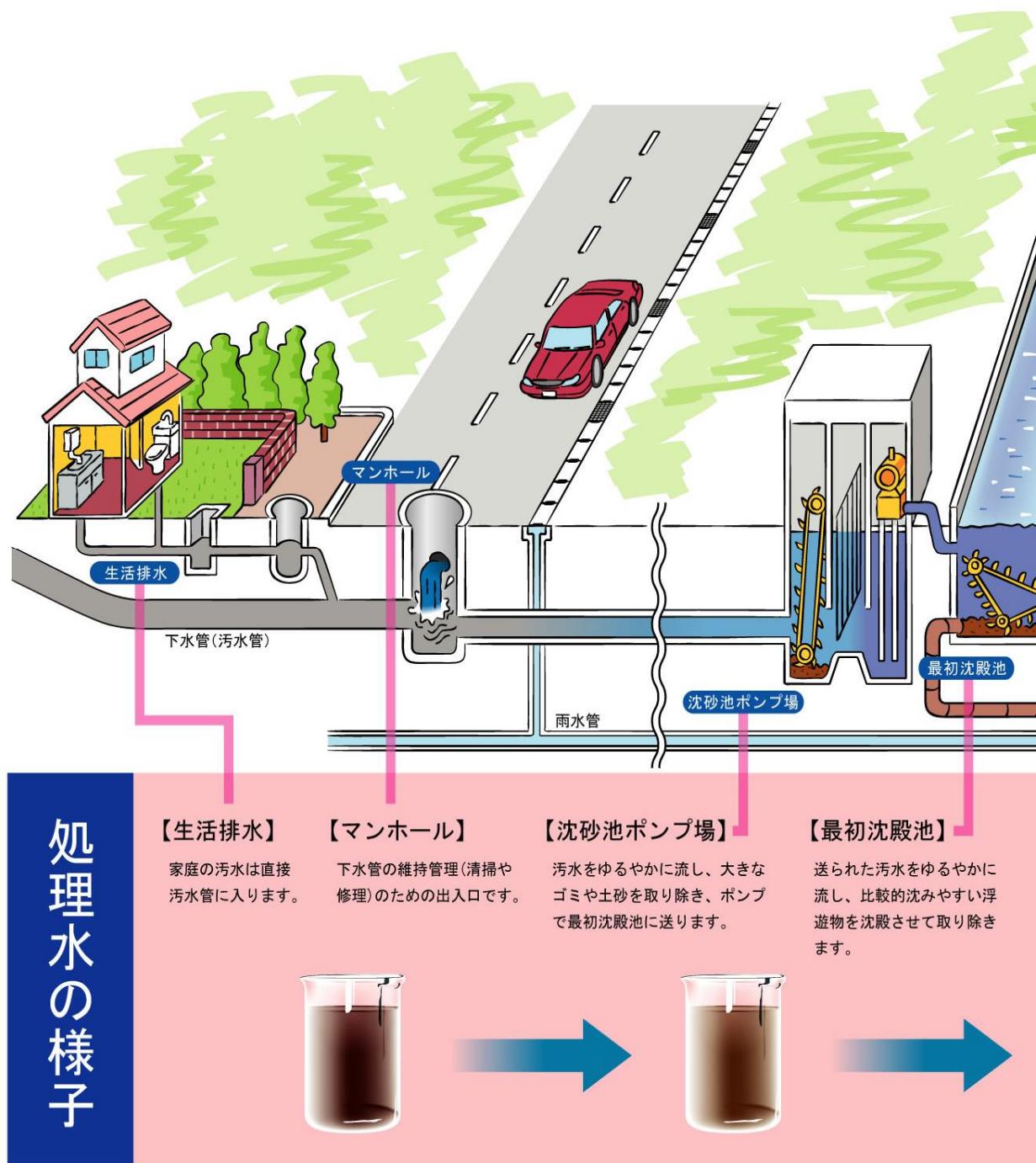
汚水処理人口普及率は、住民基本台帳の人口のうち、公共下水道・
地域污水処理施設・農業集落排水処理施設の区域内の人と合併処理
浄化槽を使っている人が占める割合を示したものなんだ。

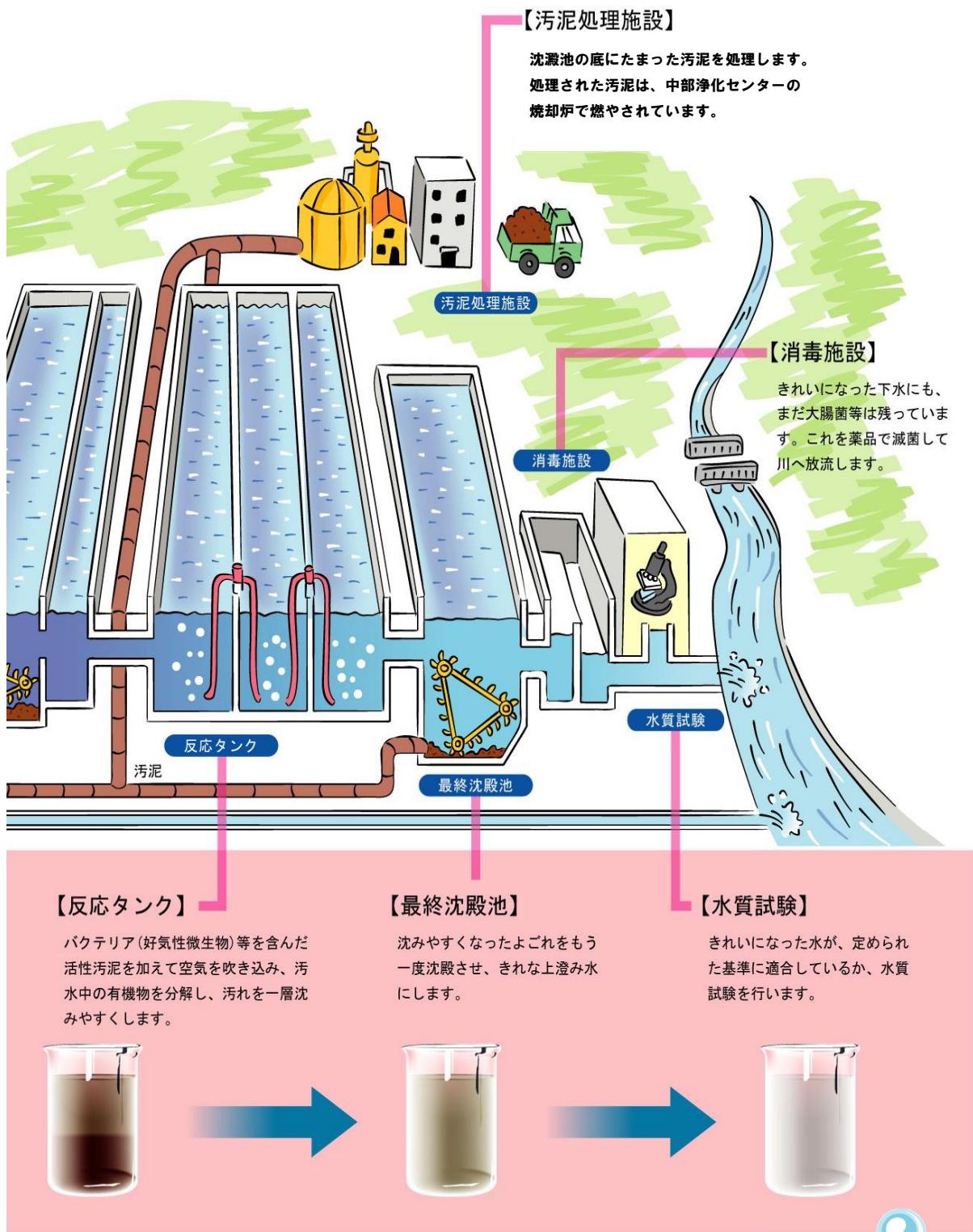
くみ取りと単独処理浄化槽を使っている家庭が普及率に含まれない
のは、これらの家庭では台所やお風呂の排水を処理しないで側溝や
川に放流するから、水質悪化の原因になっているからだよ。



第2章 公共下水道について

1 公共下水道はどんなしくみ？





みんなのおうちで使われたあとの生活排水である汚水は、下水道管をとおって、浄化センターに集められきれいな水にして、川に流しているんだよ。



2 公共下水道の目的と役割

第1章 浸水被害の防除

——大雨のときの浸水対策を行っています——

公共下水道がないと、コンクリートにおおわれた市街地では、道路や家に降った雨があふれて、浸水の被害を受けることがあります。

雨水を下水管に取り込んで、ポンプなどで川や海へ放流することで、私たちの貴重な生命や財産を浸水の被害から守り、安全なまちづくりを進めることができます。

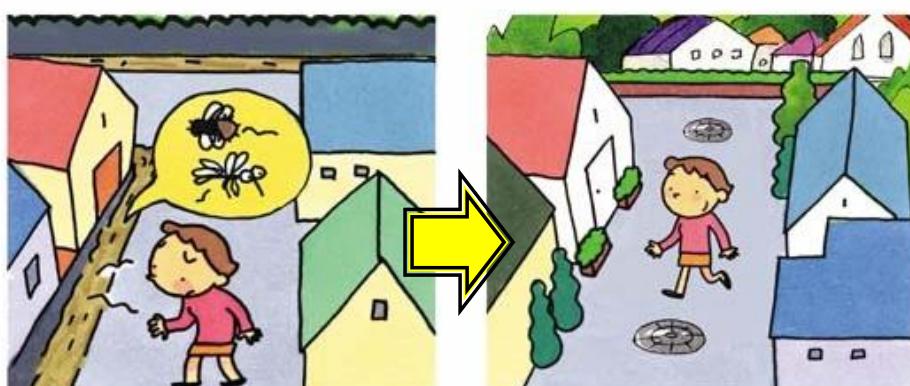
公共下水道が整備されると…



第2章 生活環境の改善

——汚れた水がたまらないので、害虫や伝染病の発生を防げます——

くみ取りやトイレの水だけを処理する単独処理浄化槽では、台所や風呂の生活排水である汚水はそのまま側溝に流されます。汚水が住宅地周辺の側溝に滞留すると、悪臭や害虫の発生源となってしまいます。公共下水道が広がることで汚水が側溝を流れなくなり、衛生的で快適なまちづくりができます。

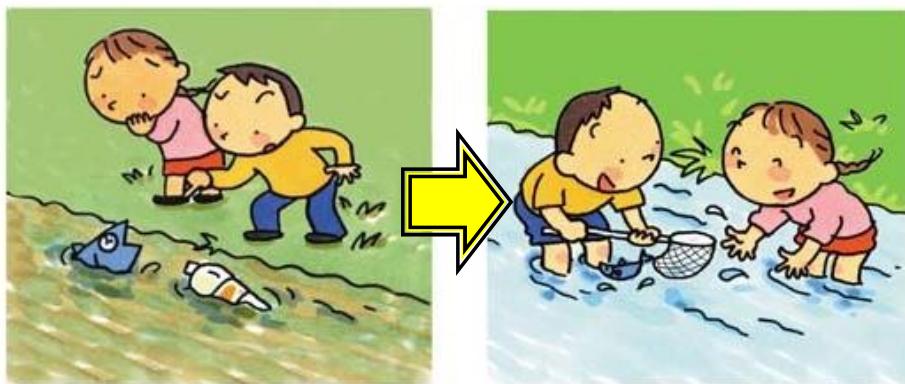


第3章 公共用水域の水質保全

——汚れた水をきれいにしてから川や海へ流します——

汚水が処理されないで排出されると、川や海の水が汚れて、ゴミが溜まり、生き物が住めない水質になってしまいます。

公共下水道は、家庭や事業所から排出される汚水を、下水管をとおして浄化センターに集め、きれいな水にしてから川や海に流すので、公共用水域の水質を保全することができます。



第4章 健全な水環境の創出

——水環境の創出へ——

公共下水道の整備は、水循環の改善に大きな効果があります。

川や海の水辺で遊べる望ましい環境の創出に、公共下水道はこれからも大きな役割を果たしていきます。



3 公共下水道の将来計画とこれまでの整備状況

本市の公共下水道事業は、合併前の旧 平市が昭和 33 年に、旧 磐城市（現 小名浜地区）が昭和 35 年に事業認可を受けて整備が進められてきました。

昭和 41 年の「いわき市」の発足により、平・小名浜地区の公共下水道事業が「いわき市公共下水道事業」に一本化されました。

その後、市街地を中心に整備区域を拡大し、現在では、内郷・常磐・勿来・四倉の各地区を加えた 4,851 ha を事業計画区域と定め整備する計画になっており、北部地区、中部地区、南部地区の 3 処理区で公共下水道の整備を進めています。

令和 7 年 3 月現在の整備状況は、処理区域面積 4,282ha、処理区域人口 165,685 人となっています。

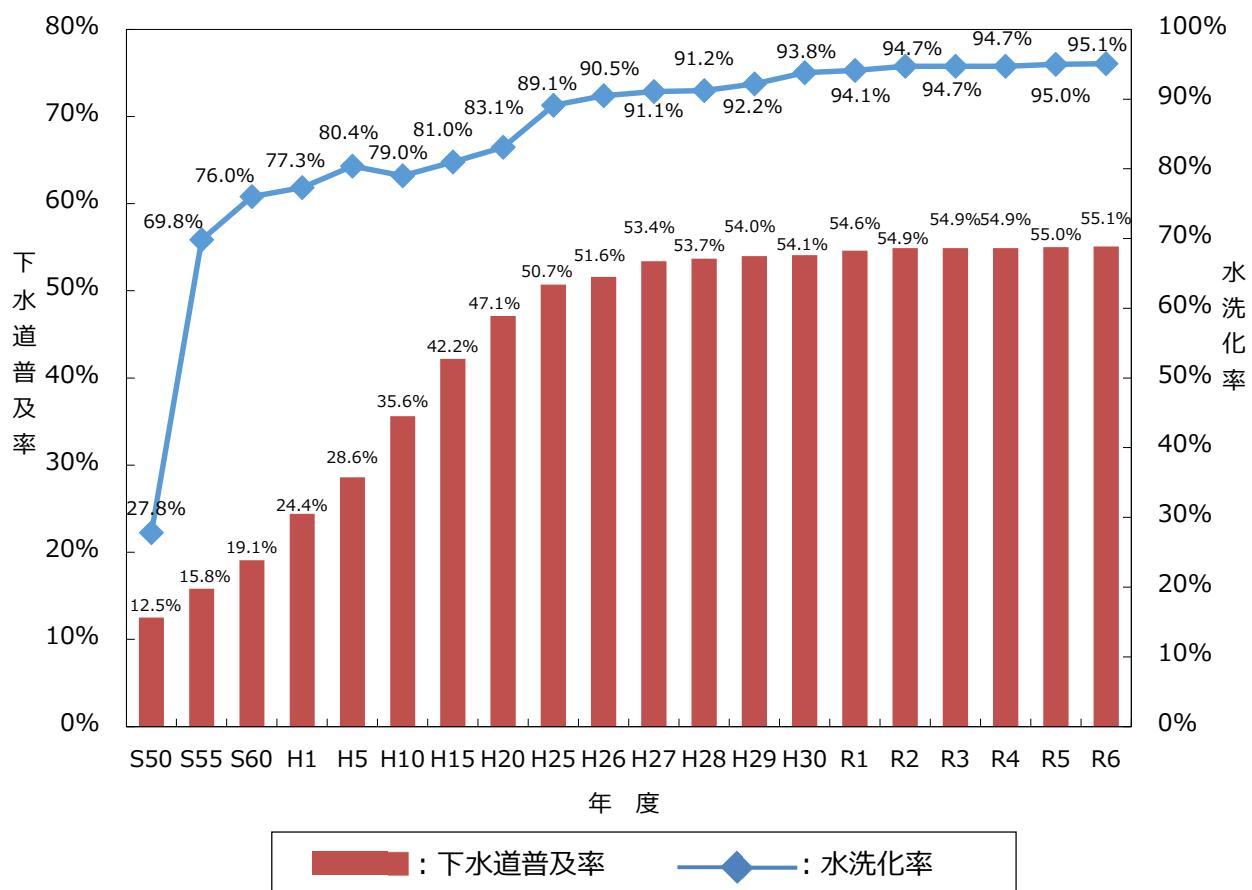
公共下水道の計画・下水道整備の状況

●全体

区分	全体計画	事業計画	整備状況		
	目標年次 令和 22 年度	昭和 33 年度～ 令和 7 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
行政人口	254,000 人	312,000 人	308,593 人	304,781 人	300,705 人
処理面積	4,851 ha	4,851 ha	4,271ha	4,276ha	4,282ha
処理人口	162,800 人	178,800 人	169,472 人	167,650 人	165,685 人
処理場	3 箇所	3 箇所	4 箇所	3 箇所	3 箇所
ポンプ場	46 箇所	41 箇所	39 箇所	40 箇所	40 箇所

※ 「ポンプ場」は公共下水道事業としての雨水ポンプ場を含む。

4 公共下水道の普及率と水洗化率



年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下水道普及率*	54.9%	54.9%	54.9%	55.0%	55.1%
水洗化率*(接続率)	94.7%	94.7%	94.7%	95.0%	95.1%
処理人口	173,733人	171,691人	169,472人	167,650人	165,685人
水洗化(接続)人口	164,453人	162,508人	160,418人	159,262人	157,533人

【あいちゃんのワンポイント講座】

- ※ **下水道普及率**は、いわき市の住民基本台帳人口のうち、公共下水道の供用が行われている区域の中の人口の割合なんだ。
- ※ **水洗化率**は、下水道処理人口のうち、実際に公共下水道に接続している人の割合だよ。



5 公共下水道の財政（下水道事業会計）

公共下水道事業の会計は、地方公営企業法によって定められた公営企業会計の原則に基づき、下水道施設の維持管理費や減価償却費などの「収益的収支」と、下水道施設の整備費用などの「資本的収支」の2つに区分されます。

収益的収支

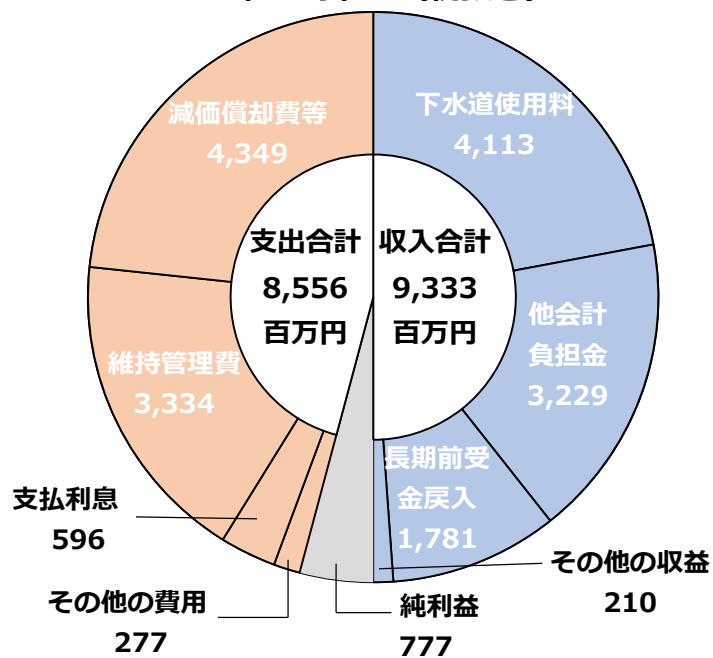
皆さまからいただく下水道使用料を主な財源として、生活用水を処理するために必要な下水道施設の維持管理を行います。

資本的収支

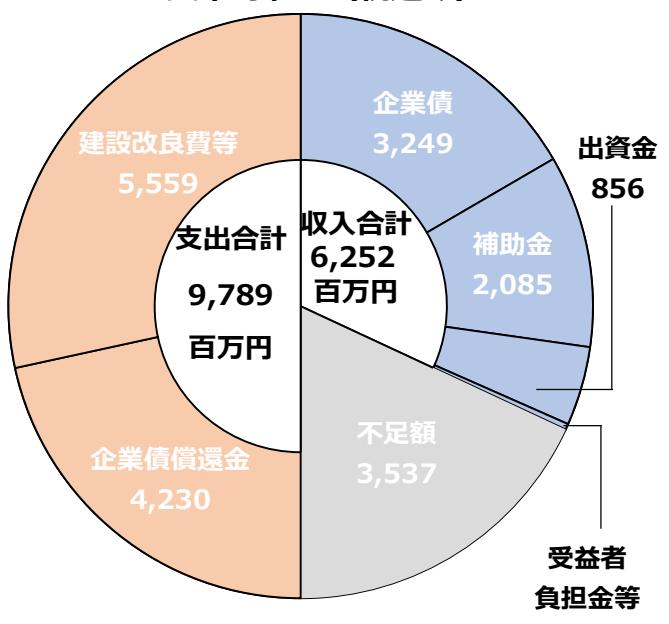
下水道施設を整備するための費用と、その収入です。収入は、国などからの補助金や借入金等ですが、不足する分は自己資金でまかねます。

令和6年度決算

収益的収支（税抜き）



資本的収支（税込み）



資本的収支で収入が支出に対して不足する額については、収益的収支の「減価償却費等の非現金支出※」などの自己資金で補いました。

※ 減価償却費等の非現金支出分は、外部に対する支払いが伴わないので、この分の現金は内部留保資金として企業内に蓄えられ、企業債償還金などの財源となります。

※ その他の収支項目については、用語集（P.69）を参照してください。

【令和6年度に行った主な事業】

- ※ 管渠建設事業（弁別1号幹線改築工事など）
- ※ ポンプ場建設事業（小名川ポンプ場改築工事など）
- ※ 処理場建設事業（下水汚泥等利活用事業中部浄化センター建設工事など）

6 下水道使用料について

生活排水である汚水をきれいにするための費用や、下水道管や浄化センターを維持する費用にあてるため、公共下水道に接続した皆さんには下水道使用料を負担していただいている。

◆ 下水道使用料を納めていただく人

家庭や事業所などから、汚水を公共下水道に流す人は全て対象になります。

◆ 使用料の算定方法

下水道使用料は、使用水量に応じ算定された料金となり、使用水量は、上水道のみを利用した場合は上水道使用量と同じ水量、上水道以外の水を利用した場合は、上水道と上水道以外の使用水量を合算したものとなります。

◆ 下水道使用料の納付方法

口座振替・納付書払いなどの納付方法で、上水道料金と合わせて2か月分を納付いただきます。

◆ 下水道使用料金表（2か月分：消費税込）

汚水の種類	使 用 料 区 分	金額
一般汚水	基本料金 20 m ³ まで	4,131.6 円
	21 m ³ ～40 m ³	224.4 円
	41 m ³ ～60 m ³	249.7 円
	61 m ³ ～100 m ³	261.8 円
	101 m ³ ～200 m ³	343.2 円
	201 m ³ ～400 m ³	369.6 円
	401 m ³ ～1,000 m ³	396.0 円
	1,001 m ³ 以上	420.2 円
公衆浴場汚水	1,000 m ³ まで(1 m ³ につき)	52.8 円
	1,001 m ³ から(1 m ³ につき)	37.4 円

※ 温泉水・井戸水などを使用している場合は、その分も加算されます。

基本料金 + 20 立方メートルを超えた部分 = 下水道使用料

◆ 下水道使用料収納状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収納額	38億5,426万円	37億9,570万円	37億2,482万円	36億9,622万円	44億3,612万円

7 下水道事業受益者負担金について

公共下水道は、道路や公園などの公共施設と違って、整備される地域が限られ、利用できる方も特定できる公共事業です。

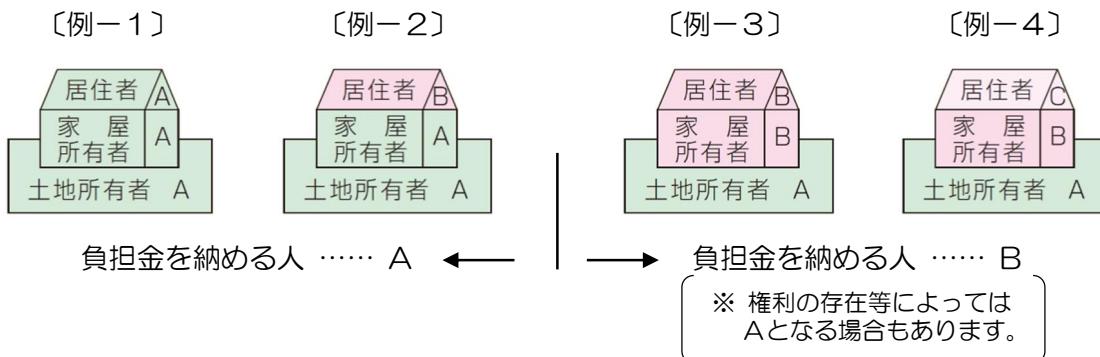
そのため、建設費用を全て税金でまかなうことは、公共下水道が利用できない地域の方との間に不公平が生まれることになります。

そこで、公共下水道の整備でその土地に利益が生じる皆さんに建設費の一部を負担していただき、費用負担の公平性を保ちながら、事業を計画的に促進していくことが、受益者負担金の制度です。

◆ 受益者とは？

- 公共下水道が整備された地域の土地所有者をいいます。
- 但し、土地に借地権や地上権、質権等がある場合は、土地所有者とそれとの権利者の協議によって決まった方が受益者となります。

※アパートや借家等を一時使用、賃借しているだけの方は受益者に該当しません。



◆ 負担金を納付するまでの手続き

① 申告書の発送

土地の状況（土地所有者・地目・面積など）を記載した【下水道事業受益者等申告書】を土地所有者に送付します。

② 受益者からの申告

【下水道事業受益者等申告書】の内容を確認していただき、土地に地上権者等がいる場合には記名押印してもらい申告してください。

③ 決定通知

【下水道事業受益者等申告書】に基づいて、受益者（負担金を納付する人）を決定します。口座振替を希望する場合は別途手続きをお願いいたします。

④ 納付【6月】

納付書を送付します。分割の場合は年4回（6月・9月・12月・2月）の納期がありますので、納期限内に納付してください。

【負担金の根拠法令】

- 都市計画法第75条
- いわき都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び同条例施行規則

◆ 受益者負担金の金額・納付の方法

1 平方メートル当たり 380 円 × 土地面積（公簿） = 受益者負担金

- ① 負担金は、その土地に一度だけ賦課されます。
使用していない空き地でも賦課されます。
- ② 納付方法は、一括納付・5年分割納付を選択できます。
- ③ 5年分割納付の場合、納期を1年4回（6月・9月・12月・2月）に分けるため、合計金額を20回に分けてお支払いいただくことになります。
納付書は毎年6月に送付しています。
- ④ 負担金を一括納付する場合は、最大で **2.46%** の報奨金が控除されます。（納付年度の途中で一括に変更した場合は対象外）

報奨金の率

5年分一括	2.46%
4年分一括	1.95%
3年分一括	1.45%
2年分一括	0.94%
1年分一括	0.44%

《例》 宅地330.57平方メートル（約100坪）の場合の負担金

計算例) 330.57m ² × 380円 = 125,616円 ⇒ 125,610円 (10円未満の端数切捨)						
納付方法	期別年	第1期 6/1～6/30	第2期 9/1～9/30	第3期 12/1～12/25	第4期 2/1～2/末	年計
	1年目	6,310円	6,300円	6,300円	6,300円	25,210円
	2年目	6,500円	6,200円	6,200円	6,200円	25,100円
	3年目	6,500円	6,200円	6,200円	6,200円	25,100円
	4年目	6,500円	6,200円	6,200円	6,200円	25,100円
	5年目	6,500円	6,200円	6,200円	6,200円	25,100円

◆ 減免・徴収の猶予・賦課保留

負担金は、無人の建物がある土地や空き地でも賦課されますが、次の場合には、減免・徴収猶予・賦課保留が可能です。

減免	急傾斜地、公園施設、公衆用道路として使用している私道 神社・寺院などの宗教法人が所有する土地（境内地・墓地）
徴収猶予	係争地など（係争が終了した場合に賦課されます）
賦課保留	登記及び現況が一筆全部農地・山林の場合（利用状況が変わった場合 には賦課されます。地目が農地でも現況が宅地等の場合は賦課されます）

◆ 下水道事業受益者負担金収納状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収納額	5,279万円	4,877万円	2,852万円	2,436万円	7,672万円

8 公共下水道の使い方

公共下水道は、街の中に張り巡らされた下水管で汚水や雨水を集めて、浄化センターできれいな水に処理する施設です。

使い方によっては、下水管が詰まったり、流れなくなったりすることもありますので、正しい使い方を覚えましょう。

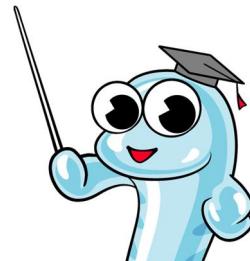
- 食用油や機械用の油は、流さないようにしましょう。
冷えて固まった油が下水管などにこびりついて、詰まりの原因になります。
- 洗剤は、適量を用いるようにしましょう。
洗剤が多くても落ちる汚れはありません。下水管などにこびりついて、詰まりの原因になります。
- 髪の毛や野菜くずは流さないようにしましょう。



【あいちゃんのワンポイント講座】

公共下水道が完成して供用開始が公示されると、
公共下水道につなげることができるようになるんだ。

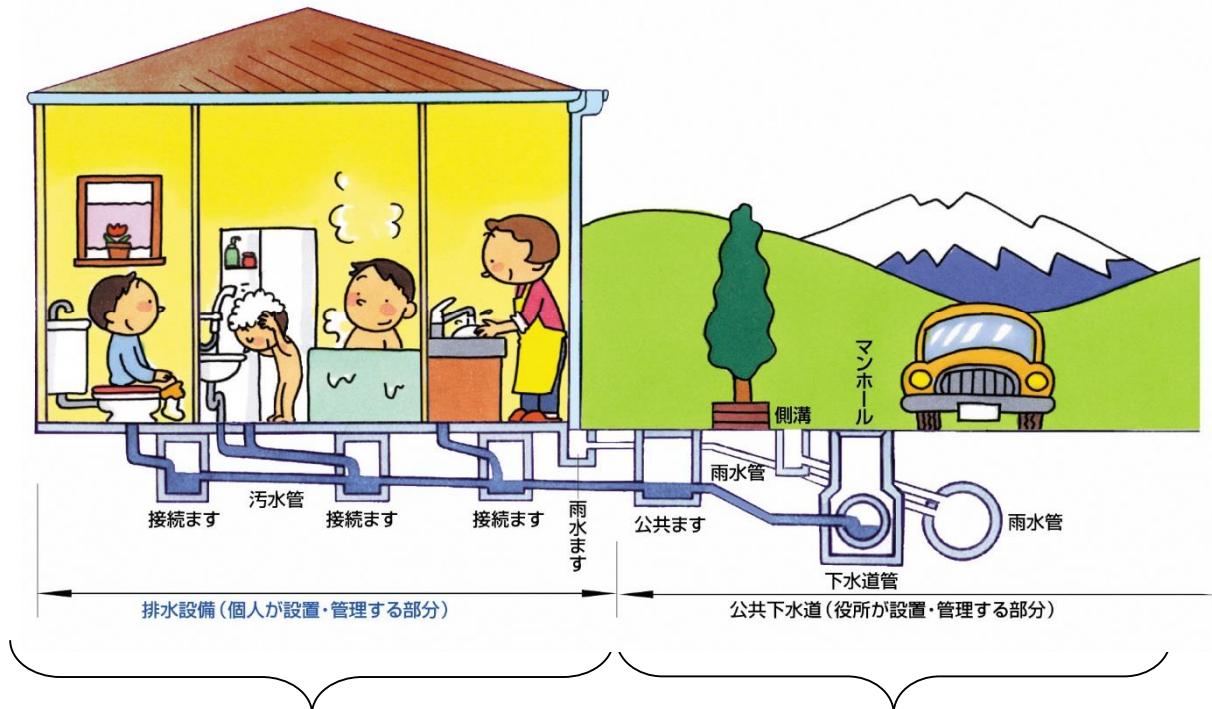
下水道法では、供用開始された区域の住民の方には、
下水道に速やかにつなげていくことと、
くみ取り便所の方は、3年以内に水洗便所に改造して
いただくことが義務づけられているんだよ。



9 公共下水道の維持管理

下水道管や汚水を処理する浄化センターは、市民の皆さまの快適な生活を支えるライフラインとして、昼夜働き続けています。

本市では、これらの施設が機能を十分に発揮できるように、常に点検や補修を行っています。



個人が維持管理する範囲です。

この部分（自宅等）の配管など排水設備の詰まりや便器の故障は、個人(家の所有者等)の自己負担になり、お客様本人で工事店に連絡して修理していただくことになります。

いわき市が維持管理する範囲です。

この部分が破損・故障した場合は、いわき市が点検・修理します。



下水道管の維持管理の光景（専用車両による洗浄）

10 公共下水道接続への取組み

本市では、公共下水道に接続していただくため、水洗化普及員制度や水洗トイレ改造資金融資あつ旋利子補給制度、私道内下水道施設設置制度を設けています。

◆ 水洗化普及員制度

公共下水道に接続するための排水設備の相談、水洗化に関する相談及び実態調査などのため、新しく供用開始された地区や接続が進んでいない地区を中心に戸別訪問しながら水洗化の普及に努めています。

◆ 水洗トイレ改造資金融資あつ旋・利子補給制度

公共下水道に接続するため排水設備を工事する場合、その費用は全て自己負担となります。一時的に多額の費用が必要となることから、本市では、工事費用を市内金融機関から借りる場合の融資あつ旋を行い、融資の際の利子分を市が負担しています。
※この制度は、お客様が金融機関からお金を借りる制度であり、市への申請とは別に、金融機関での審査があります。いわき市がお金を貸す制度ではありません。

融資あつ旋の対象となる方

- ・ 住宅（店舗兼住宅も含む）の所有者、または家主の承諾を得て改造を行う借家人で、くみ取り・浄化槽から公共下水道に接続し、水洗トイレに改造しようとする方（法人は対象外）
- ・ 市税・下水道事業受益者負担金を滞納していない方。
- ・ 新築・増改築の場合は対象になりません。

融資対象と融資金額

融資の対象	単位	融資金額
くみ取り便所改造工事	くみ取り便槽 1か所につき	600,000 円以内
浄化槽切替え工事	浄化槽 1か所につき	600,000 円以内

手続方法・返済期間

- ・ 手續は排水設備業者が代行して行いますので、工事前に排水設備指定工事店をおして申請してください。（市内在住・同居親族以外の連帯保証人が 1人必要）
- ・ 返済期間は 48か月以内、1か月 1万円以上の元金均等支払。利子はいわき市が全額負担します。

○ 利用状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
融資件数	6 件	3 件	2 件	2 件	0 件
融資金額	3,560 千円	2,390 千円	900 千円	1,200 千円	0 円
利子補給	78 千円	79 千円	52 千円	37 千円	23千円

◆ 私道内下水道施設設置制度（私道における公共下水道の敷設）

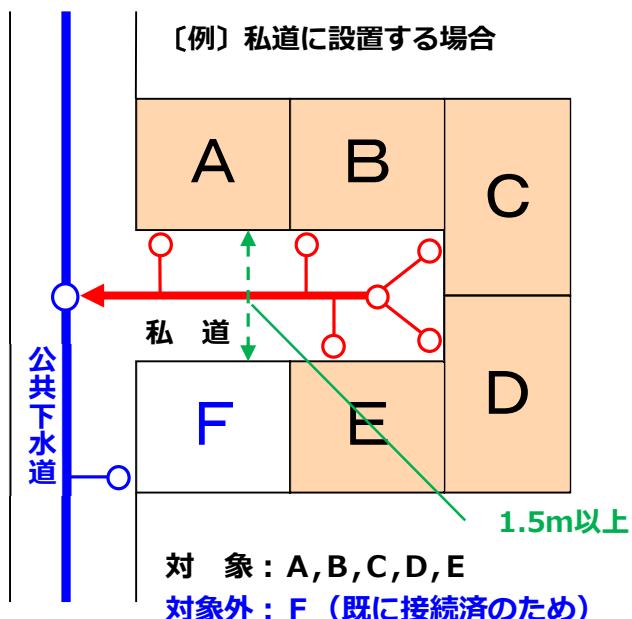
公共下水道の供用区域内において、下水道施設が設置されていない私道のうち市の設置条件に合致する場合は、申請により私道内の下水管を市が敷設しています。

私道とは？

- 公道（国道・県道・市道・農道等）以外の道路で、登記上私人所有の道路のこと。

設置条件（『いわき市私道内下水道施設設置要綱』より）

- 現在通行のために利用していること。
- 私道の一端が公共下水道の敷設してある公道に接続していること。
- 私道の幅員が1.5m以上であること。
- 私道からの接続を希望している宅地が2か所以上（私道部分が分筆されている場合は1か所以上）あり、工事完了後、6ヶ月以内に接続希望宅地の半数以上が水洗化すること。
- 私道の所有権者等が下水管等の敷設に承諾していること。
- 所有権者及び申請者が下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。



手続きの方法

- 条件を満たしている場合は、代表者1名を選んで申請する必要があります。

○ 申請状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	4件	9件	2件	9件	3件
対象戸数	4戸	29戸	5戸	13戸	3戸
施工延長	81m	319.2m	47.5m	59.0m	0.0m

1.1 都市下水路事業

都市下水路は、公共下水道の整備に先立って、雨水整備を早急に行う必要がある場合に、地方公共団体が都市下水路事業として雨水を排水するための水路やポンプ場を整備するものです。

基本的な施設の概要は、公共下水道の雨水処理と同じになります。

下水道は、下水道法により、「公共下水道」、「流域下水道」及び「都市下水路」の三つに大きく分類されますが、都市下水路は、公共下水道事業を実施していない市町村（地区）において、市街地の雨水を排除し、速やかに河川などに排水する施設で、市街地の浸水の解消を図ることを目的として、地方公共団体が管理しています。

都市下水路は、水路とポンプ場から構成されていて、終末に下水処理施設を設けず、河川等に直接放流しています。



雨水は、道路の側溝や雨水専用の下水道管に集められ、河川に放流されていますが、近年では、ゲリラ豪雨や市街地の都市化（コンクリート舗装）の影響により、地中に雨水が浸透しにくい環境になってきています。

本市では、平成 19 年度から、雨天時の浸水被害軽減、庭等への散水や災害時の緊急用水などとしての有効利用を図ったため、住宅の敷地に雨水タンクや止水板等を設置する方に補助を行っています。



◆ 補助制度の内容

補助対象の地域は、下水道事業計画に定められた予定処理区域内となります。

施設の区分	補助の割合	1 基当たりの限度額	備考
浄化槽転用雨水貯留施設 (浄化槽転用タンク)	工事費用の 2/3	200,000 円	住宅等 1 棟 1 基まで
雨水貯留施設 (雨水タンク)	購入費用の 2/3	50,000 円	容量 200 ℥ 以上 住宅等 1 棟 1 基まで
雨水浸透施設 (雨水浸透ます)	工事費用の 2/3	25,000 円	住宅等 1 棟 4 基まで
止水板	工事費用の 1/2	500,000 円	住宅等 1 棟 1 基まで

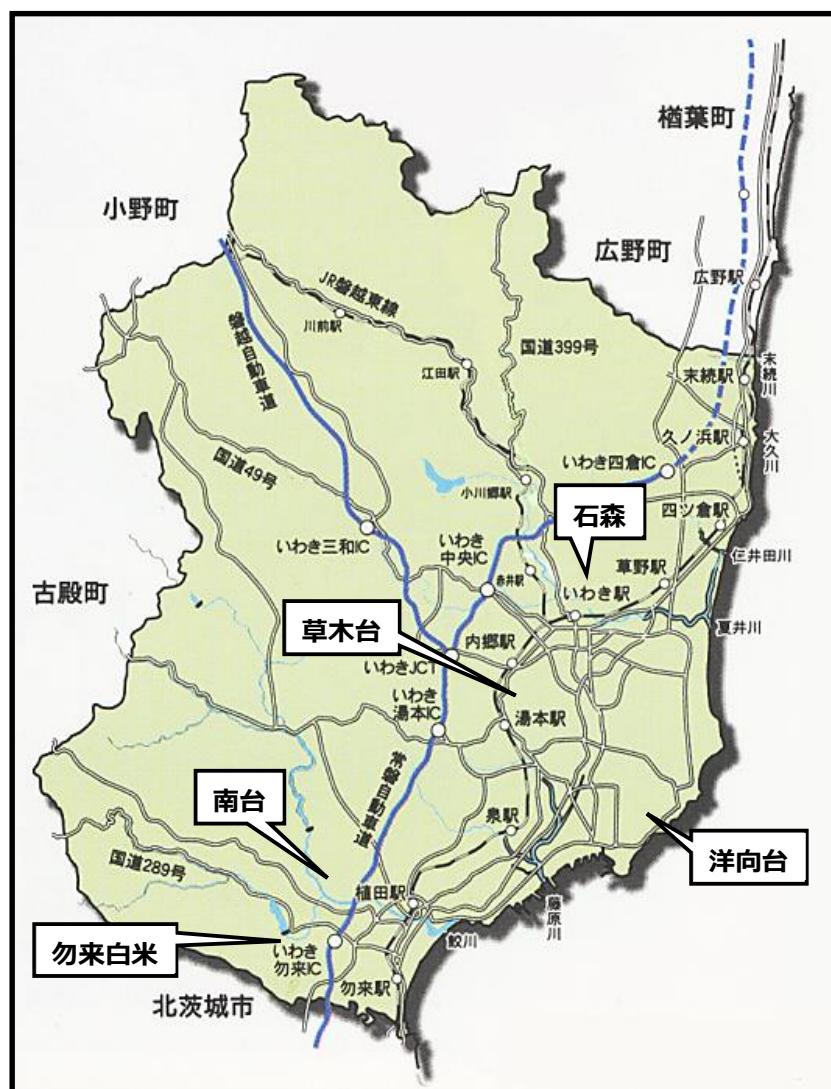
◆ これまでの補助実績

施設の区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浄化槽転用雨水貯留施設 (浄化槽転用タンク)	5 基 1,000 千円	1 基 200 千円	1 基 200 千円	1 基 200 千円	0 基 0 千円
雨水貯留施設 (雨水タンク)	15 基 543 千円	18 基 695 千円	12 基 506 千円	10 基 460 千円	11 基 437 千円
雨水浸透施設 (雨水浸透ます)	2 基 50 千円	4 基 100 千円	15 基 375 千円	4 基 100 千円	0 基 0 千円
止水板		2 基 820 千円	0 基 0 千円	0 基 0 千円	4 基 1,720 千円
合 計	22 基 1,593 千円	25 基 1,815 千円	28 基 1,081 千円	15 基 760 千円	15 基 2,157 千円

第3章 地域污水处理施設について

地域污水处理施設は、民間の開発事業者（住宅団地造成者）が大規模住宅団地を開発した際に導入した生活排水処理施設を、いわき市が帰属を受けたうえで維持管理を行っているものです。

令和7年4月現在で、いわき市に帰属を受けた地域污水处理施設は、5か所あります。



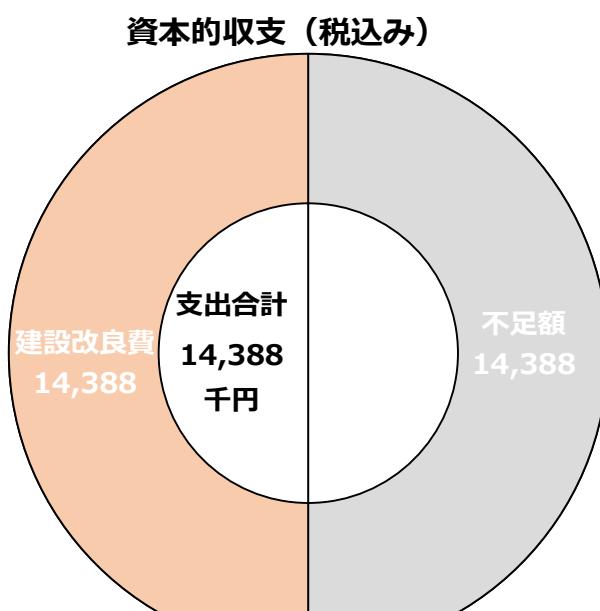
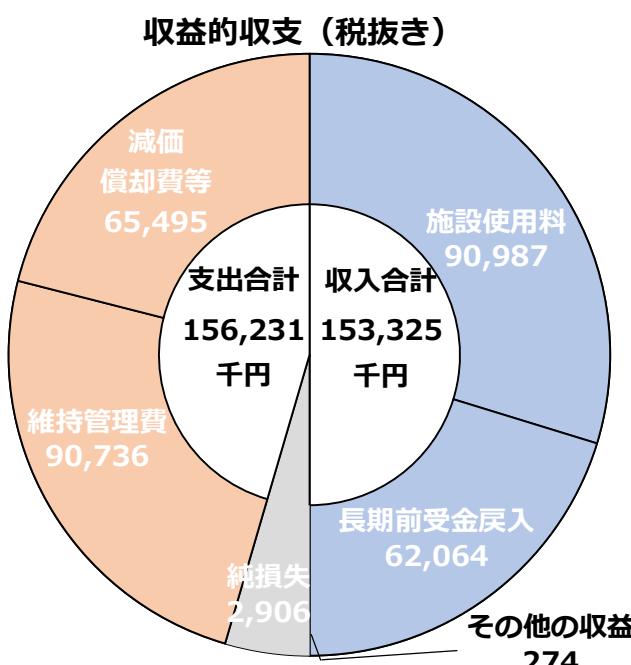
◆ 地域污水処理施設の財政

地域污水処理施設の使用料（消費税込）

地域污水処理施設使用料 = 1戸あたり月 2,970円

※ 居住人数や上水道の使用量とは関係なく、一律料金になっています。

令和6年度決算（地域污水処理事業会計）



※資本的収支の収入はありません。

資本的収支で収入が支出に対して不足する額については、「引継金※」などの自己資金で補いました。

※ 引継金は、地方公営企業法の適用時に現金として引き継いだものです。

※ その他の収支項目の説明については、用語集（P.69）を参照してください。

【あいちゃんのワンポイント講座】

地域污水処理施設は、民間団地の開発者が団地造成に合わせて作ったものだから、いわき市が作ったものじゃないんだ。でも、居住戸数などの条件を満たした場合、市が維持管理の帰属を受けて引き取ることがあるんだよ。

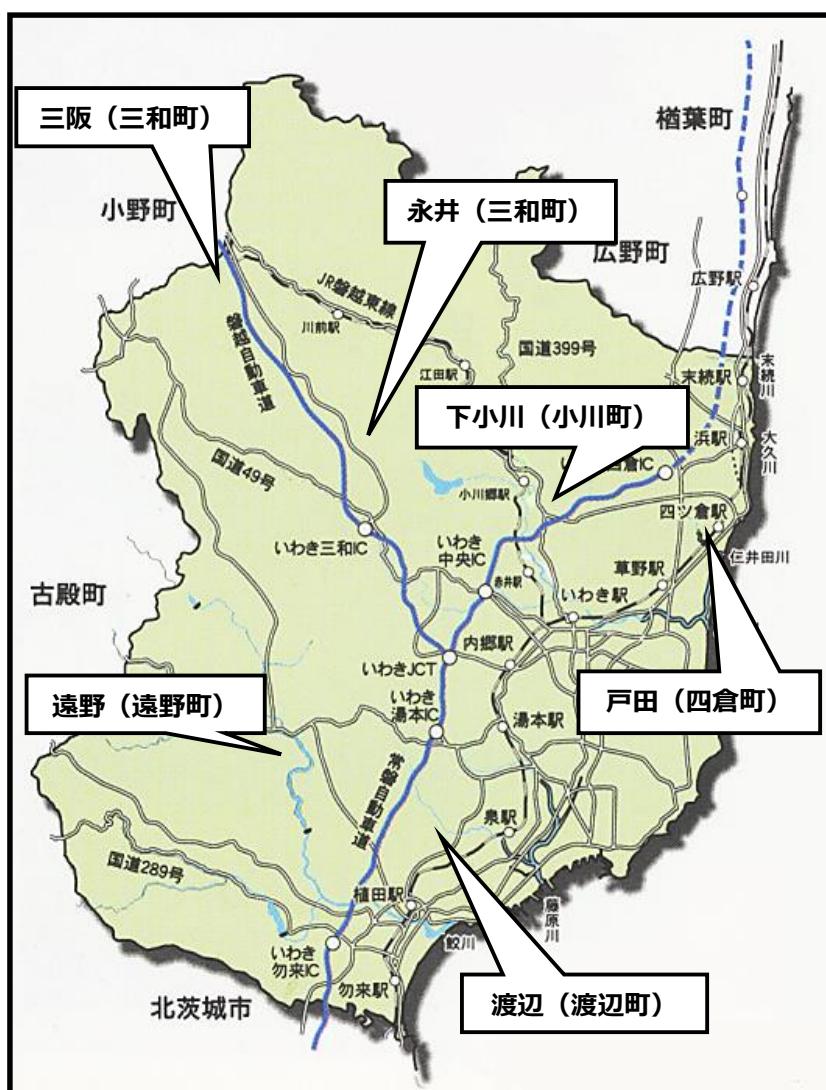
汚水をきれいにする仕組みは、実は浄化槽と同じなんだ。大きな浄化槽の仲間っていうところかな。



第4章 農業集落排水処理施設について

農業集落排水処理施設は、農村地域の生活環境の改善や農業用排水の水質保全を目的にした公共下水道のような汚水の集合処理施設です。

令和7年4月現在で、いわき市内では6か所が供用されています。

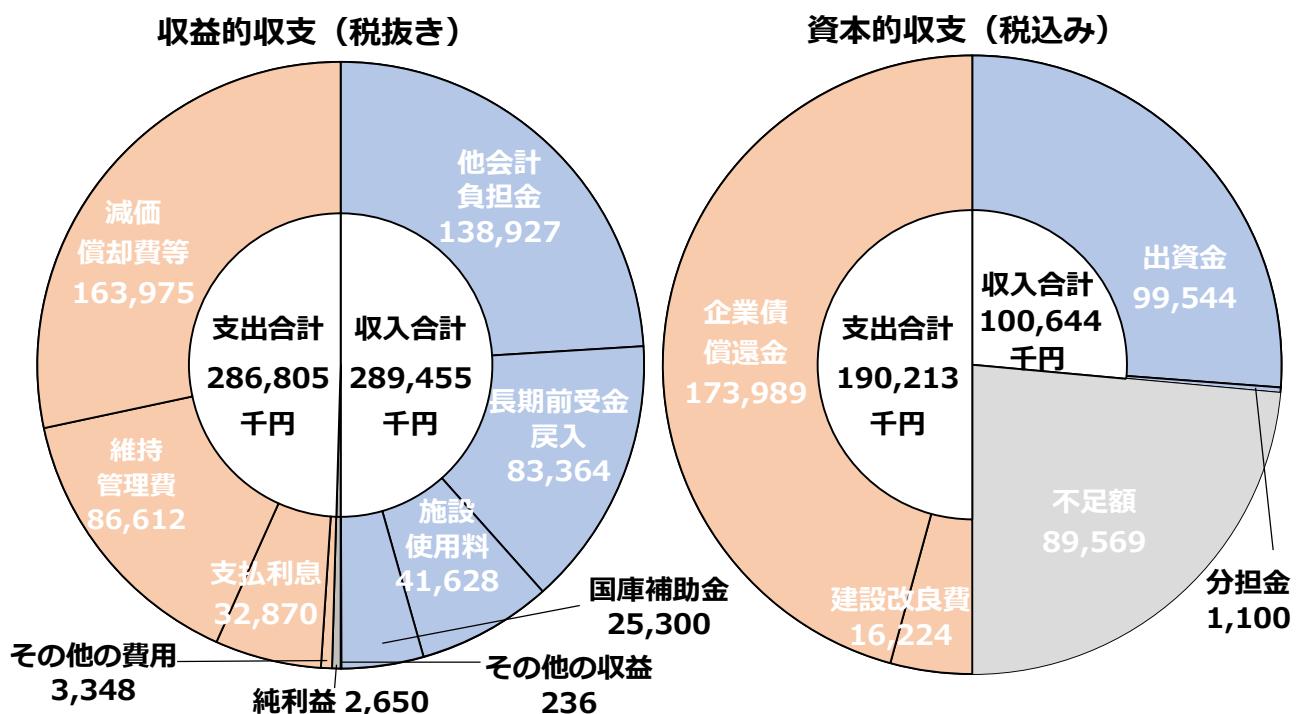


◆ 農業集落排水処理施設の財政

農業集落排水処理施設の使用料（消費税込）

$$\text{農業集落排水処理施設使用料月額} = \text{基本料金 (2,170 円)} + (\text{人員} \times 440 \text{ 円})$$

令和6年度決算（農業集落排水事業会計）



資本的収支で収入が支出に対して不足する額については、収益的収支の「減価償却費等の非現金支出※」などの自己資金で補いました。

※ 減価償却費等の非現金支出分は、外部に対する支払いが伴わないので、この分の現金は内部留保資金として企業内に蓄えられ、企業債償還などの財源となります。

・分担金

建設改良費の一部として、処理施設を利用するご家庭に負担していただくお金です。

※ その他の収支項目の説明については、用語集（P.69）を参照してください。

【あいちゃんのワンポイント講座】

農業集落排水処理施設は、道路の中に管を埋めたりしているから、公共下水道によく似ているけど、汚水をきれいにする処理の仕組みは、実は浄化槽と同じなんだ。地域汚水処理施設にも似ているね。



第5章 濾化槽について

1 濾化槽とは

濾化槽は、各家庭の敷地に埋めた装置で汚水を処理するものです。

本市では人口が集中している地区から公共下水道を整備し、それ以外の地区では濾化槽の整備を進めています。

これは、人口がまばらな地区では、工事に多額の費用と時間がかかる公共下水道に比べて、短期間の工事で費用も安い濾化槽のほうが有利なためです。

2 濾化槽の種類

合併処理濾化槽

トイレ・台所・お風呂・洗面台などの水回りから出る汚水全部を処理する濾化槽。

現在の濾化槽とは合併処理濾化槽のことを指しています。

単独処理濾化槽

トイレの汚水だけを処理する濾化槽。法律の改正で平成13年度以降設置できなくなりました。台所やお風呂の水が処理されないまま流れるため、環境負荷が大きくなります。

濾化槽は、その方式から**合併処理濾化槽**と**単独処理濾化槽**に分かれています。

単独処理濾化槽は、昭和40年代以降の水洗トイレの普及と一緒に広まっていった処理方式で、現在では法律で設置が禁止されています。

◆ 合併処理濾化槽の設置状況（住宅用途のみ）

		R2	R3	R4	R5	R6
設置基数 (基)	市内全域	21,498	22,357	23,064	23,575	23,237
	うち供用区域外※	19,915	20,786	21,503	22,060	21,975

◆ 合併処理濾化槽の処理人口の推移（住宅用途のみ）

		R2	R3	R4	R5	R6
処理人口 (人)	市内全域	102,553	105,833	106,084	105,842	105,446
	うち供用区域外※	96,033	99,370	99,805	99,856	100,115

◆ 単独処理濾化槽の設置状況・処理人口（住宅用途のみ）

		R6
設置 基数	市内全域	9,631
	うち供用区域外※	9,340

		R6
設置 人口	市内全域	18,699
	うち供用区域外※	17,687

※公共下水道・地域汚水処理施設・農業集落排水処理施設の供用区域外に設置されている濾化槽の設置基数・人口

3 濾化槽の維持管理

濾化槽は、微生物の力で汚水をきれいにしているため、定期的な維持管理がとても大切です。

濾化槽の持ち主（主に各家庭の世帯主にあたります。）は、濾化槽管理者として、濾化槽法に基づいて次のような正しい管理を行っていく必要があります。

① 第7条検査

[設置後の水質検査、設置後3~8ヶ月後]

工事が適正に行われ、濾化槽が本来の機能を発揮しているか否かを確認

② 保守点検

[点検・調整・修理、毎年3回以上（※）]

濾化槽の機能を維持させる点検

※処理方式・使用状況等により異なります

③ 清掃

[汚泥の引き抜き等、毎年1回]

濾化槽の機能を回復させるもの

④ 第11条検査

[定期検査、毎年1回]

保守点検等により機能が維持されているか確認

①第7条検査・④第11条検査は法定検査と呼ばれ、すべての濾化槽で実施が義務づけられています。

福島県内では、次の機関が唯一の検査機関となりますので、実施していない場合は、直接、検査を申し込んでください。

（福島県知事指定検査機関）

公益社団法人 福島県濾化槽協会濾化槽検査委員会（いわき支所）

〒970-8034 いわき市平上荒川字堀ノ内31番地の4 ☎23-1700

濾化槽管理者は、定期的に②の保守点検を行うことが法律で義務づけられています。また、②の保守点検と法定検査（①第7条検査・④第11条検査）は異なりますので、必ず両方を実施してください。

②の保守点検は、市の登録を受けた濾化槽保守点検業者に委託することができますので、直接業者へ申し込んでください。

登録されている業者については、市ホームページをご覧になるか、いわき市生活排水対策室経営企画課（22-7519）までお問い合わせください。

また、③の清掃は、年1回以上実施することが法律で義務づけられています。

濾化槽の清掃は、市の許可を受けた次の濾化槽清掃業者のみが行うことができます。保守点検業者等と相談のうえ清掃してください。

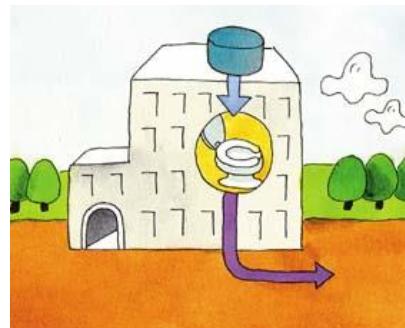
いわき市環境整備事業協同組合

〒973-8408 いわき市内郷高坂町大町138番地の2 ☎27-8800

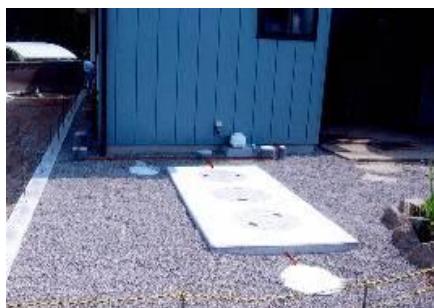
4 濾化槽の使い方

濾化槽はとてもデリケートな装置です。

たくさんの水をいっぺんに流したり、微生物に影響のあるものを流してしまうと、微生物が死んで、汚水をきれいにすることができません。ここでは濾化槽の使い方を勉強していきましょう。



- 1 シンクやトイレの掃除はぬるま湯で行い、塩酸等の薬品は使わないようにしましょう。熱湯を流し込むのもやめましょう。
- 2 専用のトイレットペーパーを使用し、紙おむつや新聞紙、タバコの吸い殻等は流さないようにしましょう。
- 3 食用油はできるだけリサイクルしましょう。(スーパーなどの回収ボックスを利用しましょう。)ごみとして出す場合は布や新聞紙に含ませるか凝固剤などで固めてください。



- 4 濾化槽の上に物を置いたり、建物を建てたりしないようにしましょう。保守点検や法定検査、清掃ができなくなってしまいます。



- 5 故障や異常が発生したら、すぐにいつもお願いしている保守点検業者に連絡して、対応してもらってください。
- 6 濾化槽は個人の持ち物になりますので、市では修理などは行っていません。修理費や再設置の費用は全て個人負担になりますので、正しく維持管理を行いましょう。

5 淨化槽を設置するときの補助制度

本市では、対象となる区域（浄化槽処理促進区域）内で、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から切り替えて（以下「切替え」という。）合併処理浄化槽を住宅に設置する方に設置費の一部を補助しています。なお、店舗兼住宅の場合は、延べ床面積の1/2以上が住宅の場合に補助対象となります。

◆ 浄化槽処理促進区域とは

次の①～③の区域を除く市内全域となります。

- ① 公共下水道の事業計画に定める予定処理区域（認可区域）
- ② 地域汚水処理施設の処理区域
- ③ 農業集落排水処理施設の処理区域

(1) いわき市浄化槽整備事業補助金

平成6年6月から、補助対象区域内において、切替えをして合併処理浄化槽を設置する方に設置費の一部を補助しています。

◆ 設置費補助対象物件

補助対象区域内にある既存住宅において、切替えをして合併処理浄化槽を設置・使用する物件。

◆ 撤去費補助対象物件

設置費補助対象物件のうち、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する物件に撤去費分を上乗せ補助します。

◆ 宅内配管補助対象物件

設置費補助対象物件のうち、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ切替える物件について宅内配管にかかる費用分を上乗せ補助します。

○ 切替補助金額（浄化槽整備事業）

人槽区分 (延床面積)	【設置費】補助限度額		【撤去費】 補助限度額	【宅内配管補助】 補助限度額
	専用住宅	併用住宅 (店舗併用)		
5人槽	41万5千円	41万5千円	単独処理浄化槽 からの切替の場合 12万円	30万円
7人槽	51万7千円	51万7千円		
10人槽	68万5千円	68万5千円		
11～20人槽	117万4千円	97万7千円		
21～30人槽	184万円	137万6千円		
31～50人槽	254万6千円	180万円		

※ いわき市水道局「水道水源水質保全促進事業補助金」に該当する地区では別途補助金があります。詳しくは、いわき市水道局浄水課（22-9319）までお問い合わせください。

◆ 処理槽設置補助金実績

ア 通常事業分

(単位：件、千円)

年度	5人槽		7人槽		10人槽		11人槽以上		計		撤去費補助		宅内配管補助	
	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額
R2	263	110,700	121	86,453	19	15,286	5	12,954	408	225,393	210	20,982	166	49,378
R3	127	45,733	114	56,148	19	11,371	5	7,474	265	120,726	215	21,475	168	50,055
R4	139	51,211	96	47,772	17	10,823	1	1,174	253	110,980	216	21,593	218	65,040
R5	97	36,769	84	40,948	5	3,425	1	2,546	187	83,688	161	18,636	165	49,500
R6	62	25,730	48	24,816	5	3,425	1	1,174	116	55,145	114	13,100	115	34,500

イ 令和5年台風第13号復旧分

(単位：件、千円)

年度	5人槽		7人槽		10人槽		11人槽以上		計		撤去費補助		宅内配管補助		改築(補修)補助	
	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額
R5	3	996							3	996	2	200	2	600	19	2,348
R6	1	166	1	207					2	373					2	468

ウ 令和元年東日本台風等復旧分

(単位：件、千円)

年度	5人槽		7人槽		10人槽		11人槽以上		計		撤去費補助		宅内配管補助		改築(補修)補助	
	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額	基數	金額
R1	5	1,660							5	1,660	3	300			36	3,570
R2	50	13,808							50	13,808	13	1,300	14	4,200	23	3,058

【あいちゃんのワンポイント講座】

合併処理処理槽の人槽区分は、建物の延床面積や水回りの数で決まるんだ。

130m²（約39.3坪）までだと**5人槽**、130m²を超えると**7人槽**。

台所とお風呂がそれぞれ2つ以上ある2世帯住宅は**10人槽**になるんだよ。



第6章 自然災害による被害と復旧

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震だけでなく、津波により広範囲で甚大な被害をもたらしました。

また、近年では、気候変動の影響などによって猛烈な豪雨や台風による大規模水害が頻発しており、令和元年東日本台風などで大規模な浸水被害が発生しました。

1 東日本大震災

東日本大震災では、いわき市内で震度6弱を観測し、津波により、特に沿岸域に位置する処理施設、ポンプ施設などが甚大な被害を受け機能停止に陥ったほか、広範囲にわたり液状化が発生し、地盤沈下などの被害を受けました。

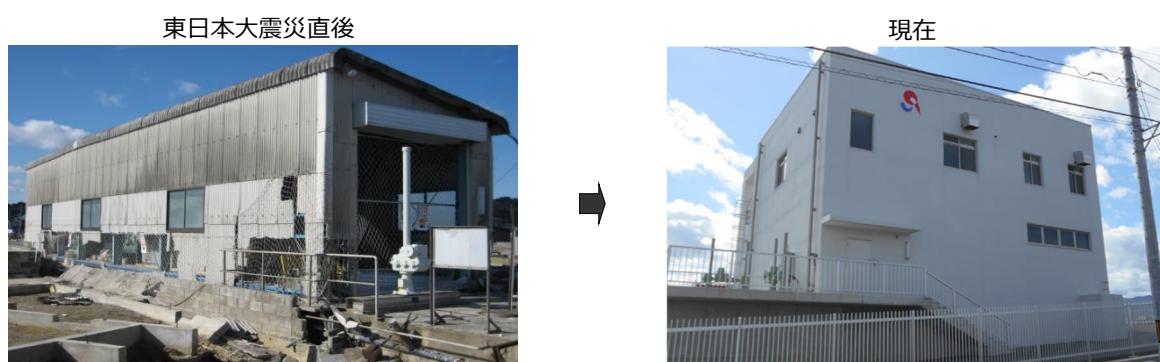
現在は、被害を受けた全施設の本復旧が完了し正常に稼動しています。

◎ 被害状況と現在

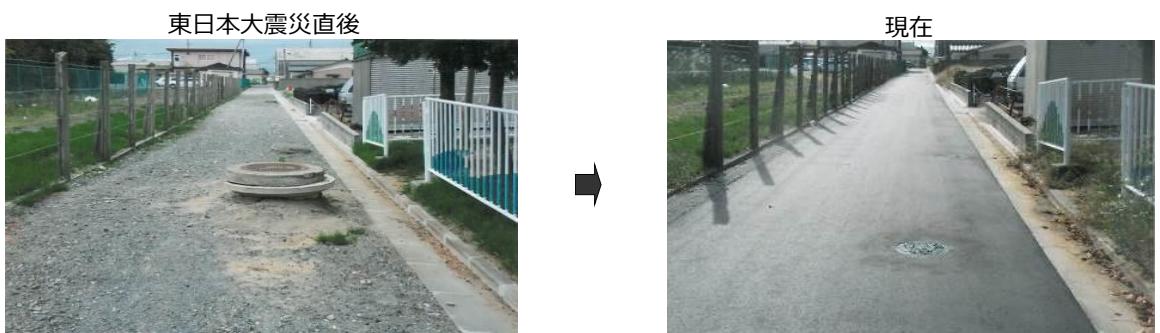
① 処理施設（地震により地盤沈下した渡辺地区農業集落排水処理施設）



② ポンプ施設（津波により被害を受けた久之浜ポンプ場）



③ 管路施設（地震により隆起した上荒川のマンホール）



2 令和元年東日本台風

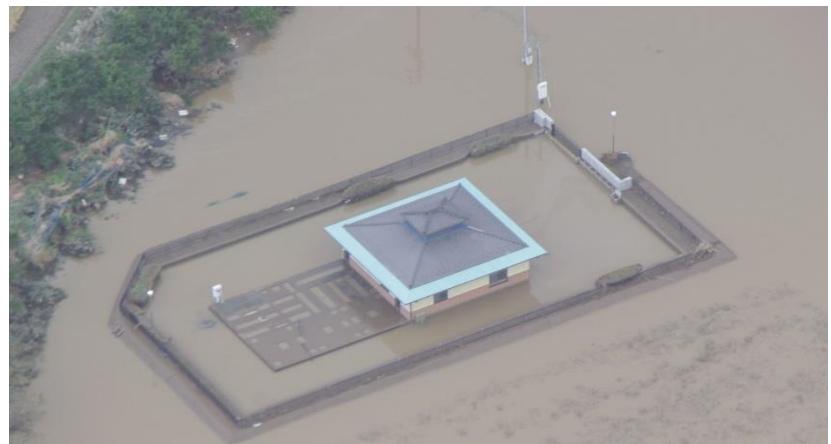
令和元年東日本台風では、河川氾濫に伴い、処理施設やポンプ施設の機械・電気設備などが浸水し、甚大な被害を受け機能停止に陥ったほか、管路施設が流失するなどの被害を受けました。

現在は、被害を受けた全ての施設の本復旧が完了し正常に稼働しています。

◎ 被害状況

◆ 処理施設

下小川地区農業集落排水処理施設では、夏井川の氾濫に伴い、建物の天井付近まで浸水し、施設全体が機能停止に陥りました。



浸水した下小川地区農業集落排水処理施設

◆ ポンプ施設

新町前ポンプ場では、新川の氾濫に伴い、機械・電気設備が浸水被害を受け、汚水ポンプなどが一時的に機能停止に陥りました。



浸水した新町前ポンプ場

◆ 管路施設

下小川地区的管路施設では、夏井川の河川氾濫に伴い、管路やマンホールが流失する被害を受け、一時的に汚水を処理施設へ送水できない状況となりました。



下小川地区的管路の流失

第7章 下水道の広報活動

公共下水道や浄化槽は、日々の生活には欠かせないものです。

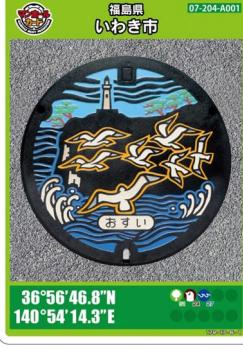
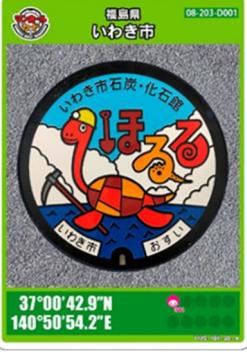
使用料をいただいたり、適正な使い方を知っていただく必要があることから、幅広い広報活動が重要となっています。

各種の広報媒体を通じて、さまざまな広報を行い、市民の皆さんに、下水道をより知っていただくための活動に取り組んでいます。

◆ マンホールカードの配布

マンホールカードとは、「下水道広報プラットホーム（GKP）」が企画・監修し、日本各地のマンホールの蓋の図柄をその由来とともに紹介するコレクション用のカードであり、マンホール蓋を管理する自治体とGKPが共同で制作しています。

・本市のマンホールカード一覧

弾数	第5弾	第17弾	第19弾	第25弾
配布開始時期	平成29年8月～	令和4年8月～	令和5年4月～	令和7年4月～
デザインの由来	塩屋岬の「塩屋埼灯台」と「海」、市の木「くろまつ」、市の鳥「かもめ」をデザイン	小名浜港に沈没された駆逐艦「夕風」を擬人化したキャラクターをデザイン	駆逐艦「澤風」を擬人化したキャラクターをデザイン	フタバヌズキリュウをモチーフにした「ほるるくん」をデザイン
配布場所	いわき・ら・ら・ミュウ	小名浜ティクルーズ	いわきマリンタワー	いわき市石炭・化石館 ほるる（ミュージアム ショップ）
				
配布枚数 (R7.3.31 時点)	19,150枚	8,983枚	6,442枚	—

◆ 公式facebookページ（いきいきあいちゃんねる）の開設

下水道などの生活排水対策について、市民の皆さんにより知っていたくため、公式facebookページ（いきいきあいちゃんねる）を開設し、下水道や浄化槽などに関する様々な情報を発信しています。



（ページURL）<https://www.facebook.com/city.iwaki.haisuitaisaku.jp>

◆ 第64回下水道いろいろコンクール（（公社）日本下水道協会・（株）日本水道新聞社 主催）

市内の小中学校からの提出を取りまとめて、日本下水道協会へ応募しています。

・募集期間 令和6年7月1日～10月31日

・応募総数 526件（絵画・ポスター 20点、書道 497点、作文 0点、標語 9点）

本市の応募作品から、植田小学校の児童が書道部門【小学校低学年の部】にて入選、湯本第一小学校の児童が書道部門【小学校高学年の部】にて、会長賞を受賞されました。

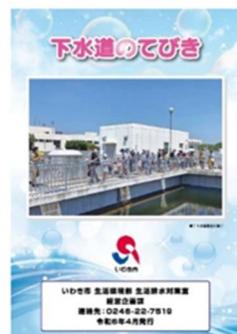
◆ 夏休み！親子下水道教室の開催

生活排水をきれいにするという下割を、夏休み期間に親子で学んでもらうことを目的として、親子下水道教室を開催しています。



◆ 「下水道のてびき」の配布

下水道を利用するまでに必要となる手続きや様々な制度、下水道事業受益者負担金や下水道使用料、下水道の正しい使い方などが記載されている冊子「下水道のてびき」を下水道整備区域の方などにお配りして、下水道への理解を深めていただいているます。



◆ 「広報紙」でのお知らせ

「雨水貯留タンクなどの設置費用を補助」(令和7年4月号)、「下水道いろいろコンクールの作品募集」(令和6年7月号)などの情報を広報紙(広報いわき)に掲載し、市民の皆さんにお知らせしています。

◆ 「下水道の日」のお知らせ

庁舎内放送(9月2日~10日に実施)、ポスター掲示などで、「下水道の日」について市民の皆さんにお知らせしています。



◆ 浄化槽に係るPR

本庁舎で「浄化槽の日(10月1日)」のPRポスターを掲示し、また、広報いわき10月号で、浄化槽の維持管理について市民の皆さんにお知らせしました。

広報いわき4月号で、「浄化槽整備事業」として補助制度の利用についてお知らせをしました。

◆ 浄化槽教室の開催

浄化槽を新たに設置した市民の皆さんを対象として、浄化槽の維持管理に必要な知識を学んでいただくために浄化槽教室を定期的に開催しています。



- 令和6年度浄化槽教室の開催状況：開催回数 28回 (受講人数 133人)

◆ 浄化槽関係団体によるPR

◆ 公益社団法人福島県浄化槽協会
(工事・保守点検・清掃関連の県内
395 社が加盟：令和7年9月9日現
在) では、浄化槽の設置や保守点検、
法定検査、清掃の普及啓発活動に努め
ています。



◆ 浄化槽の工事業者が加盟する「いわき管工事協同組合」、保守点検・清掃業者が
加盟する「いわき市環境整備事業協同組合」では、浄化槽の普及啓発活動に努め
ています。



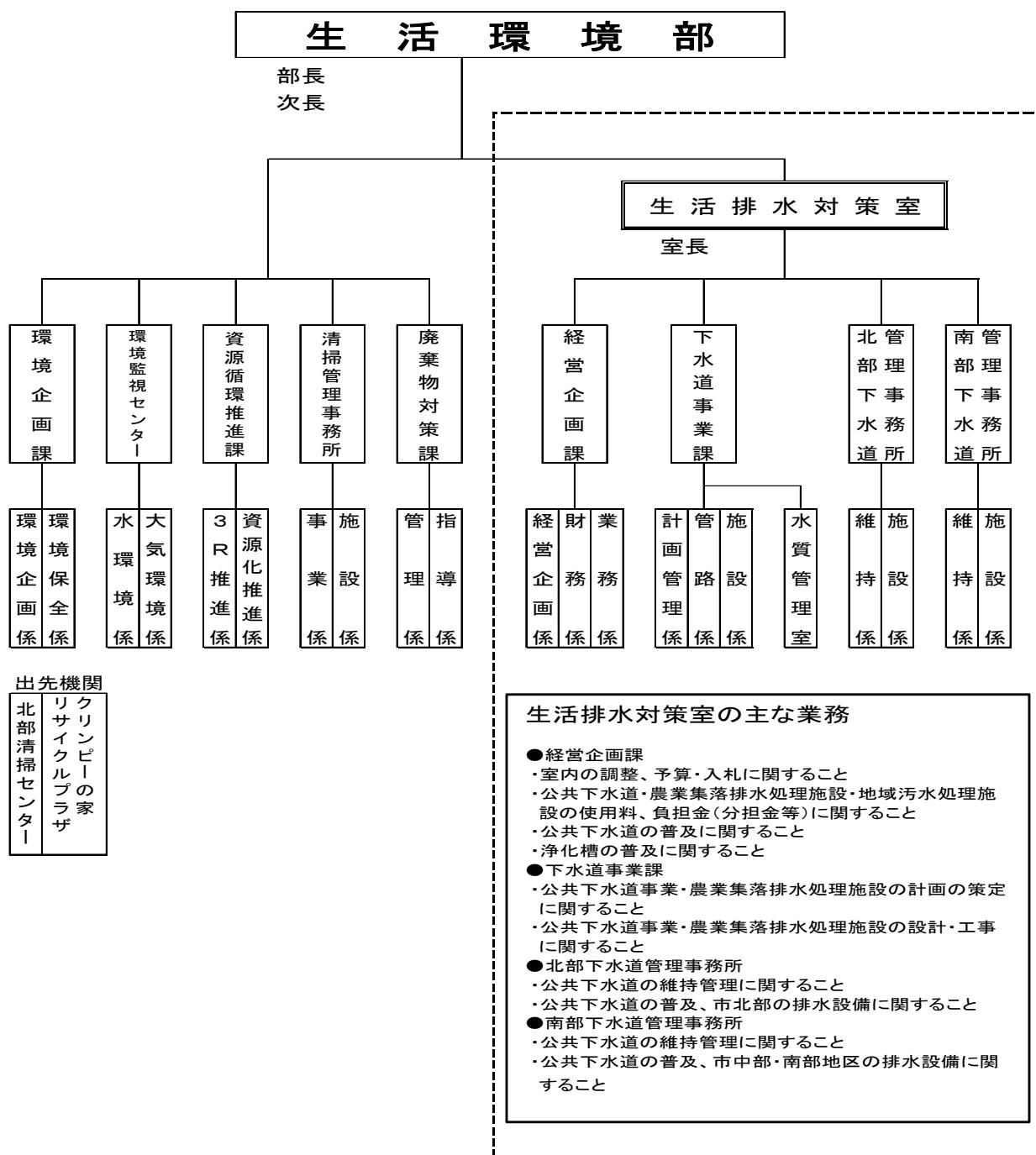
いわき管工事協同組合のホームページ
<http://www.iwaki-kankouji.com/>



いわき市環境整備事業協同組合
<https://i-kankyoseibi.jp/>

第8章 いわき市の下水道の担当部署

令和7年4月1日現在



○ 資料

目 次

第1章 公共下水道	39
1 計画・下水道の整備状況	39
2 施設の維持管理	42
3 財政（下水道事業会計）	52
4 都市水路について	55
第2章 地域污水処理施設	57
1 各施設の概要	57
2 財政（地域污水処理事業会計）	58
第3章 農業集落排水処理施設	60
1 各施設の概要	60
2 財政（農業集落排水事業会計）	61
第4章 その他	63
1 下水道のあゆみ	63
2 公共下水道の経過	67
● 用語集	69

第1章 公共下水道

1 計画・下水道の整備の状況

(1) 処理区

本市は、14市町村の合併により誕生した市であり、広大な面積を持つため市街地が点在していることから、現在、北部地区、中部地区、南部地区の3処理区で公共下水道の整備を進めています。

① 整備（処理）面積

（単位：ha）

処理区	全体計画 (S33～R22)	事業計画 (S33～R7)	整備（処理）状況		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	1,654	1,654	1,491	1,493	1,496
東部	—	—	372	—	—
中部	2,713	2,713	1,992	2,365	2,367
南部	485	485	416	418	419
計	4,851	4,851	4,271	4,276	4,282

② 整備（処理）人口

（単位：人）

処理区	全体計画 (S33～R22)	事業計画 (S33～R7)	整備（処理）状況		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	52,500	59,400	55,781	55,268	54,807
東部	—	—	12,769	—	—
中部	94,900	103,200	85,457	96,952	95,628
南部	15,400	16,200	15,465	15,430	15,250
計	162,800	178,800	169,472	167,650	165,685

③ ポンプ場

※ポンプ場の箇所数は、雨水ポンプ場も含む。

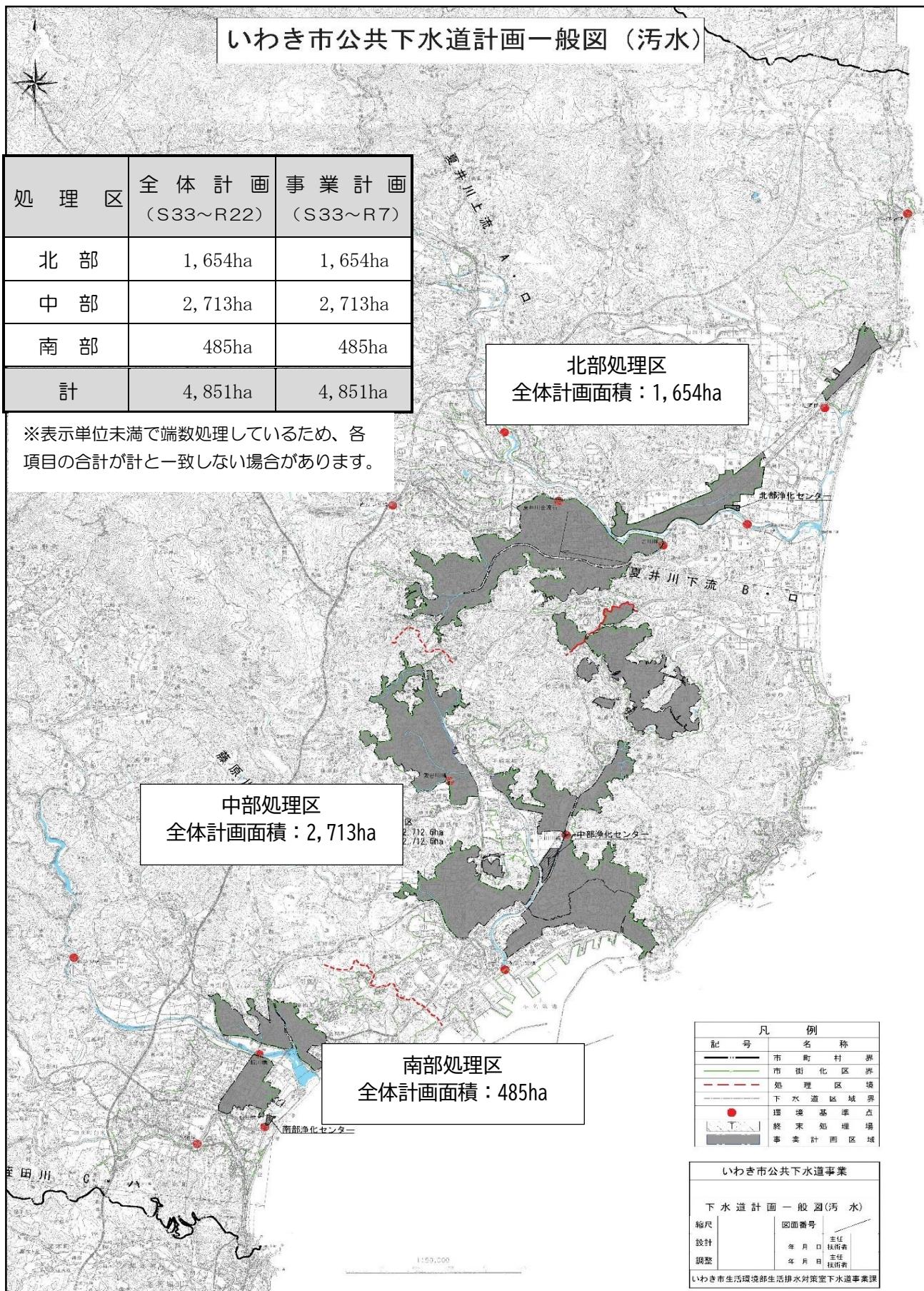
（単位：箇所）

処理区	全体計画 (S33～R22)	事業計画 (S33～R7)	整備状況		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	20	18	17	17	17
東部	—	—	3	—	—
中部	18	15	11	15	15
南部	8	8	8	8	8
計	46	41	39	40	40

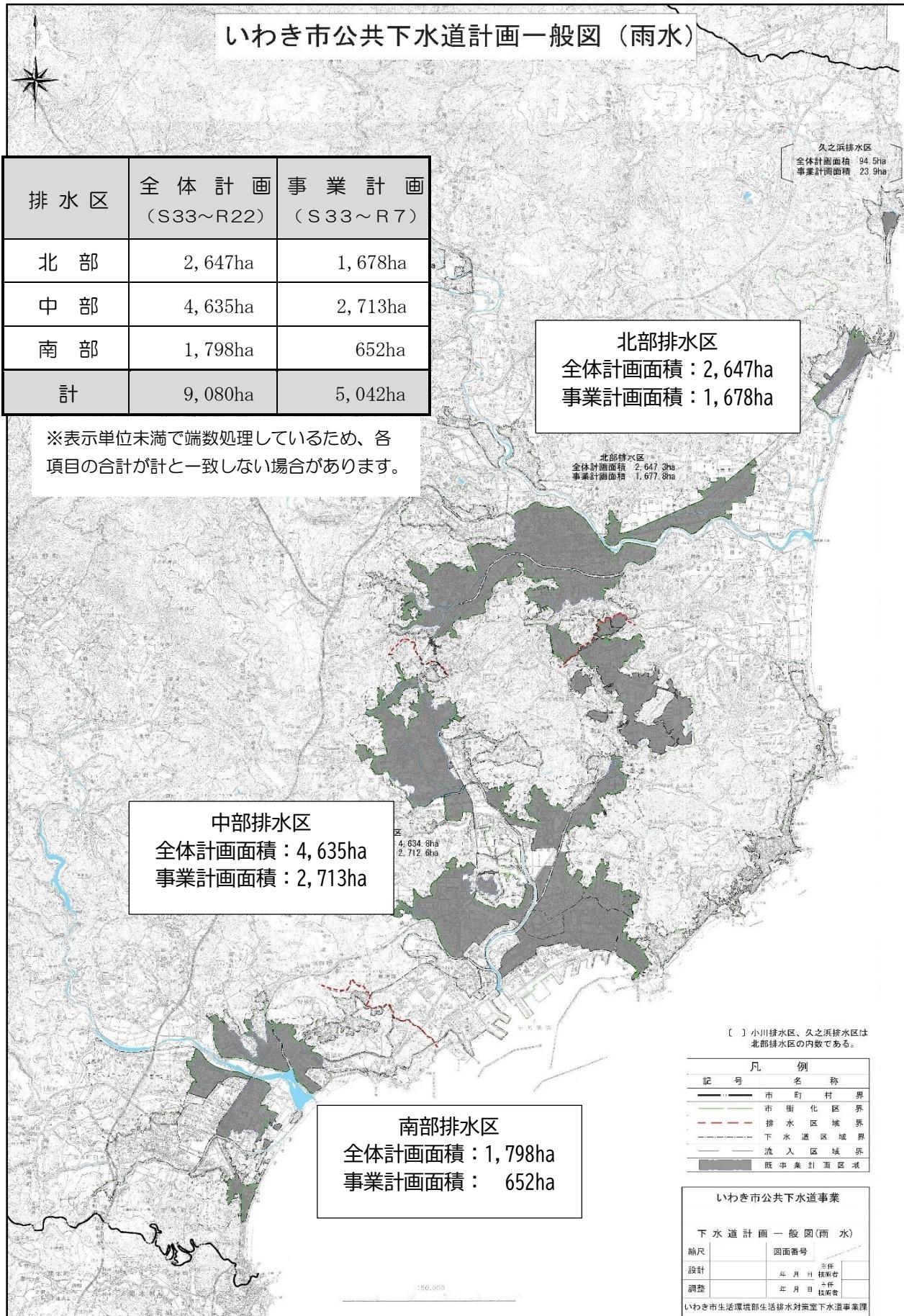
※ 令和5年度より東部処理区を中部処理区へ統合しました。

※ 表示単位未満で端数処理し、各項目の合計が計と一致しない場合があります。

令和7年3月現在



令和7年3月現在



2 施設の維持管理

(1) 管渠

下水を適正に処理するために管渠を管理しています。

○ 令和7年3月現在の管渠の管理状況

(単位 : m)

処理区	汚水管	雨水管	合流管	計	管渠清掃	管渠補修	管渠調査
北部	285, 115	26, 192	87, 306	398, 612	3, 937	79	3, 104
中部	467, 473	107, 509	38, 171	613, 153			
南部	107, 254	11, 606	—	118, 860			
合計	859, 842	145, 307	125, 477	1, 130, 626			

※ 都市下水路事業で整備し公共下水道に編入したもの(23,989m)を含む
表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の計が合計と一致しない場合がある。

(2) ポンプ場

下水を速やかに浄化センターまで送水するために、汚水中継ポンプ場の維持管理を行っています。また、市街地の浸水被害を防除するために、雨水ポンプ場の維持管理を行っています。

① 北部処理区

名称	所在地	敷地面積(m ²)	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始年月日
北部浄化センター場内	平下神谷字天神104-1	45, 015	雨水	φ900mm×110m ³ /分×320PS×2台 φ1, 100mm×160m ³ /分×450PS×1台	夏井川	昭和49年5月
北白土第一ポンプ場	平北白土字穂積32	6, 099	雨水	φ900mm×100m ³ /分×240PS×4台	夏井川	昭和49年5月
			污水	φ350mm×15. 0m ³ /分×75kW×5台(内1台予備)	—	
北白土第二ポンプ場	平字愛谷町三丁目7-3	4, 000	雨水	φ1, 200mm×200m ³ /分×560PS×5台	新川	昭和58年4月
			污水	φ400mm×18. 4m ³ /分×55kW×3台(内1台予備)	—	
手掘ポンプ場	平字城東一丁目6-5	1, 654	雨水	φ1, 200mm×157m ³ /分×200PS×3台	夏井川	昭和63年4月
			污水	φ200mm×3. 59m ³ /分×21kW×3台(内1台予備)	—	昭和60年4月
御厩ポンプ場	内郷御厩町四丁目78	2, 634	雨水	φ2, 400mm×102m ³ /分×150kW×1台 φ2, 800mm×159m ³ /分×330PS×3台	新川	昭和58年4月
			污水	φ150mm×2. 36m ³ /分×11kW×4台(内1台予備)	—	昭和59年4月
新町前ポンプ場	内郷御台境町自在町16-1	1, 029	雨水	φ600mm×70m ³ /分×110kW×1台 φ700mm×58. 8m ³ /分×150PS×3台	新川	昭和49年4月
			污水	φ200mm×5. 2m ³ /分×15kW×2台(内1台予備)	—	平成8年4月
泉崎中継ポンプ場	平泉崎字砂田6-1	468	污水	φ150mm×2. 8m ³ /分×7. 5kW×2台(内1台予備)	—	平成20年4月
仁井田中継ポンプ場	四倉町塩木字道東2	1422	污水	φ150mm×2. 3m ³ /分×7. 5kW×2台(内1台予備)	—	平成20年4月
綴ポンプ場	内郷綴町沼尻81	207	雨水	φ500mm×31m ³ /分×33PS×1台	新川	昭和48年4月
小島ポンプ場	小島町三丁目1-1	1, 183	雨水	φ1, 200mm×197m ³ /分×300PS×2台	新川	平成3年4月
南白土ポンプ場	平南白土二丁目6-1	3, 026	雨水	φ1, 200mm×171m ³ /分×250PS×4台	新川	平成4年4月
北目ポンプ場	平字北目町81-12	220	雨水	φ700mm×55. 0m ³ /分×55kW×2台	好間川	平成7年7月
大町ポンプ場	内郷高坂町大町89	4, 181	雨水	φ2, 800mm×166m ³ /分×480PS×3台	新川	平成8年4月
上仁井田ポンプ場	四倉町上仁井田字鰐沼30-1	2, 487	雨水	φ1, 200mm×200m ³ /分×350PS×3台	仁井田川	平成11年4月
北一里塚ポンプ場	平下神谷字石淵8-1	1, 835	雨水	φ2, 000mm×70. 5m ³ /分×74kW×2台	三夜川	平成21年4月
久之浜ポンプ場	久之浜町久之浜字西町房25	1, 061	雨水	φ800mm×82. 4m ³ /分×45W×2台	小久川	平成30年4月
観川第一ポンプ場	四倉町字四丁目132-8	68	雨水	φ700mm×53m ³ /分×15kW×2台 φ700mm×53m ³ /分×20kW×1台	境川	昭和40年4月
観川第二ポンプ場	四倉町字東二丁目172	1, 861	雨水	φ800mm×75m ³ /分×170PS×3台 φ800mm×75m ³ /分×125kW×1台	四倉地区海岸	平成3年12月

② 中部処理区

名称	所在地	敷地面積 (m ²)	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始年月日
住吉ポンプ場 (中部浄化センター場内)	小名浜大原 字芳際1	237,086	雨水	φ3,100mm×252m ³ /分×760PS×1台 φ3,100mm×240m ³ /分×640PS×3台	藤原川	昭和61年11月
ニュータウン第一 中継ポンプ場	中央台飯野 五丁目5-5	320	汚水	φ150mm×2.3m ³ /分×15kW×2台(内1台予備)	—	平成3年4月
郷ヶ丘中継 ポンプ場	郷ヶ丘三丁目 52-4	1,401	汚水	φ200mm×2.2m ³ /分×45kW×3台(内1台予備)	—	平成2年4月
ニュータウン第二 中継ポンプ場	中央台高久三丁目59-2	193	汚水	φ80mm×0.5m ³ /分×5.5kW×2台(内1台予備)	—	平成15年6月
林城ポンプ場	小名浜林城 字下高田1-2	4,436	雨水	φ700mm×58.6m ³ /分×70PS×1台 φ1,000mm×117.2m ³ /分×130PS×1台 φ450mm×22.2m ³ /分×18.5kW×1台	矢田川	昭和44年4月
八仙ポンプ場	常磐湯本町八仙 1-49	83	雨水	φ1,200mm×180m ³ /分×130PS×1台 φ1,200mm×180m ³ /分×160PS×1台	湯本川	昭和59年4月
西郷ポンプ場	常磐西郷町錢田 108-1	1,160	雨水	φ2,200mm×82m ³ /分×100kW×2台	藤原川	平成19年4月
大原ポンプ場	小名浜大原 字富岡前69	1,710	雨水	φ1,100mm×182m ³ /分×200PS×1台 φ1,200mm×184m ³ /分×272PS×2台	藤原川	昭和47年4月
御代ポンプ場	鹿島町御代 字柿境52	2,282	雨水	φ2,800mm×150m ³ /分×300PS×3台	矢田川	平成6年4月
芳川ポンプ場	泉町滝尻字松原 133	1,114	雨水	φ1,000mm×150m ³ /分×122kW×2台	藤原川	昭和50年4月
南富岡ポンプ場	小名浜南富岡 字中前45-5	650	雨水	φ1,000mm×130m ³ /分×225PS×1台 φ600mm×45m ³ /分×70PS×1台	藤原川	昭和48年4月
船戸ポンプ場	鹿島町久保 三丁目4-1	1,498	雨水	φ1,000mm×195m ³ /分×180kW×2台	矢田川	平成22年4月
東部ポンプ場	小名浜字吹松 18-1	23,050	合流	φ350mm×15m ³ /分×55kW×2台(内1台予備)	—	令和5年8月
			雨水	φ700mm×60m ³ /分×175PS×2台 φ800mm×85m ³ /分×200PS×1台	藤原川	昭和44年10月
			雨水	φ1,000mm×145m ³ /分×470PS×2台 φ1,000mm×151m ³ /分×441PS×2台		昭和60年9月
平蔵塚ポンプ場	小名浜字平蔵塚 89-2	3,972	雨水	φ1,000mm×130m ³ /分×310PS×4台	藤原川	昭和49年4月
			汚水	φ300mm×9.24m ³ /分×18.5kW×2台(内1台予備) φ350mm×12.9m ³ /分×20kW×1台	—	
小名川ポンプ場	小名浜字元分	水路敷	雨水	φ3,200mm×272m ³ /分×450PS×4台	小名浜港	昭和53年4月
			汚水	φ150mm×2.31m ³ /分×11kW×2台(内1台予備) φ100mm×1.11m ³ /分×5.5kW×1台	—	昭和55年4月
元川中継ポンプ場	小名浜字定西 210-1	444	汚水	φ250mm×8.0m ³ /分×18.5kW×3台(内1台予備)	—	昭和44年10月

③ 南部処理区

名称	所在地	敷地面積 (m ²)	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始年月日
南部浄化 センター場内	錦町浜田27	55,247	雨水	φ2,800mm×180m ³ /分×240PS×3台	蛭田川	平成9年4月
植田中継ポンプ場	植田町本町一丁目12	公園 敷地内	汚水	φ250mm×7.0m ³ /分×30kW×2台(内1台予備)	—	平成12年4月
植田第一ポンプ場	植田町本町三丁目12-1	619	雨水	φ600mm×39.6m ³ /分×50PS×2台	渋川	昭和38年4月
植田第二ポンプ場	植田町中央三丁目7-4	665	雨水	φ1,000mm×116.1m ³ /分×120PS×2台	渋川	昭和49年4月
大倉ポンプ場	錦町台1-5	1,020	雨水	φ700mm×65m ³ /分×70PS×1台 φ1,000mm×130m ³ /分×130PS×1台	鮫川	昭和46年4月
佐糠ポンプ場	佐糠町荒屋102-4	1,283	雨水	φ800mm×91.8m ³ /分×145PS×2台	太平洋	昭和50年4月
原前ポンプ場	東田町二丁目20-3	3,144	雨水	φ500mm×30.0m ³ /分×22kW×2台(ゲート)	渋川	平成5年4月
江栗ポンプ場	錦町古川76	2,422	雨水	φ1,350mm×212m ³ /分×280PS×3台	鮫川	昭和51年4月
関田ポンプ場	勿来町関田 北町68-1	525	雨水	φ1,200×200m ³ /分×200PS×1台	太平洋	昭和62年4月
				φ1,200×190m ³ /分×173kW×1台		令和5年8月

(3) 净化センター

① 下水の処理

川や海等の公共用海域の水質を保全するために、下水を浄化センターで適正に処理しており、本市で有している3浄化センターは全て包括的民間委託により運転管理を行っています。

浄化センター・種別		令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	年間総処理水量 (千m ³ /年)	9,423	9,500	8,895
	晴天時平均処理水量 (m ³ /日)	23,271	23,401	22,770
中部	年間総処理水量 (千m ³ /年)	11,023	13,004	13,339
	晴天時平均処理水量 (m ³ /日)	29,546	34,466	35,618
南部	年間総処理水量 (千m ³ /年)	1,504	1,593	1,526
	晴天時平均処理水量 (m ³ /日)	4,084	4,323	4,148

② 水質管理

浄化センターにおいては、定期的に水質検査を行い、下水処理に欠かせない微生物が正しく働いているか、汚水に有害物質が入っていないか、処理水が定められた排水基準値を満たしているかなどを確認しています。

また、特定事業場への定期的な立入調査、排出水に係る指導・規制業務及び各種届出の審査業務等を行うことで、公共下水道へ流入する下水の水質管理を行い、浄化センターの機能維持に努めています。

○ 浄化センターにおける流入水と放流水のBOD※、SS※の年間平均値 (単位 : mg/ℓ)

浄化センター	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計画値
北 部	流入	BOD	合流 110 分流 220	合流 120 分流 190	合流 130 分流 260
		SS	合流 70 分流 230	合流 91 分流 170	合流 96 分流 180
	放流	BOD	1.9	2.4	2.1
		SS	1	2	1
	流入	BOD	200	230	260
		SS	140	130	150
中 部	放流	BOD	1.3	1.9	1.9
		SS	1	1	1
	流入	BOD	320	330	320
		SS	210	170	220
南 部	放流	BOD	0.7	1.4	1.9
		SS	2	5	4

※ BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物などの汚染物質が、微生物によって分解される際に消費される酸素量。水質汚濁の代表的な指標。

※ SS (浮遊物質量)

水中に溶けずに浮遊している、粒形2mm以下の物質の量。水の濁りなどの指標。

③ 下水道汚泥

浄化センターで発生した汚泥は、濃縮、消化（北部浄化センターのみ）、脱水工程を経て、脱水ケーキとして中部浄化センター汚泥焼却施設において焼却処理され、焼却灰については有効利用を図るため路盤材へ、焼却施設の定期修繕時には脱水汚泥のままでサイクル事業所へ搬入し、肥料や路盤材等へ再利用を行ってきました。しかしながら、汚泥焼却施設の老朽化、法改正に伴う下水道汚泥の再生利用の努力義務化、さらには、持続可能な下水道事業経営や地球温暖化対策への貢献等の観点から、生活排水の処理に伴い発生する下水汚泥等について、従来の焼却処分に替わり再生可能エネルギーとしての利活用を実現するため、PFI 手法を活用して汚泥有効利用施設等を整備し、令和7年2月から運用を開始しています。汚泥処理の状況は、次のとおりです。

○ 汚泥発生量

(令和6年度実績)

浄化センター	晴天時平均処理水量	脱水汚泥量	割合	濃縮汚泥量
北 部	22,770m ³ /日	3,004.17 t/年	23.3%	0m ³ /年
中 部	35,618m ³ /日	7,735.31 t/年	59.6%	66,112m ³ /年
南 部	4,148m ³ /日	2,211.70 t/年	17.1%	0m ³ /年
計	62,536m ³ /日	12,951.18 t/年	100.0%	66,112m ³ /年

※ 各処理施設の割合は小数点第二位以下の数値を調整しているため、単純に合算すると合計と異なる場合がある。

○ 汚泥処分方法

(令和6年度実績)

汚泥性状	汚泥処分 発生量	処分方法別の処分量				
		焼 却	再利用 (肥料)	再利用 (路盤材等)	再利用 (汚泥利活用)	埋 立
脱水汚泥	12,951.18 t/年	9,592.88 t/年	702.34 t/年	151.05 t/年	2,504.91 t/年	0 t/年
濃縮汚泥	66,112m ³ /年	0 m ³ /年	0 m ³ /年	0 m ³ /年	66,112m ³ /年	0 m ³ /年

○ 焼却灰処分方法

(令和6年度実績)

焼却灰発生量	処分方法別の処分量	
	路盤材	埋立処分
240.95 t/年	240.95 t/年	0 t/年

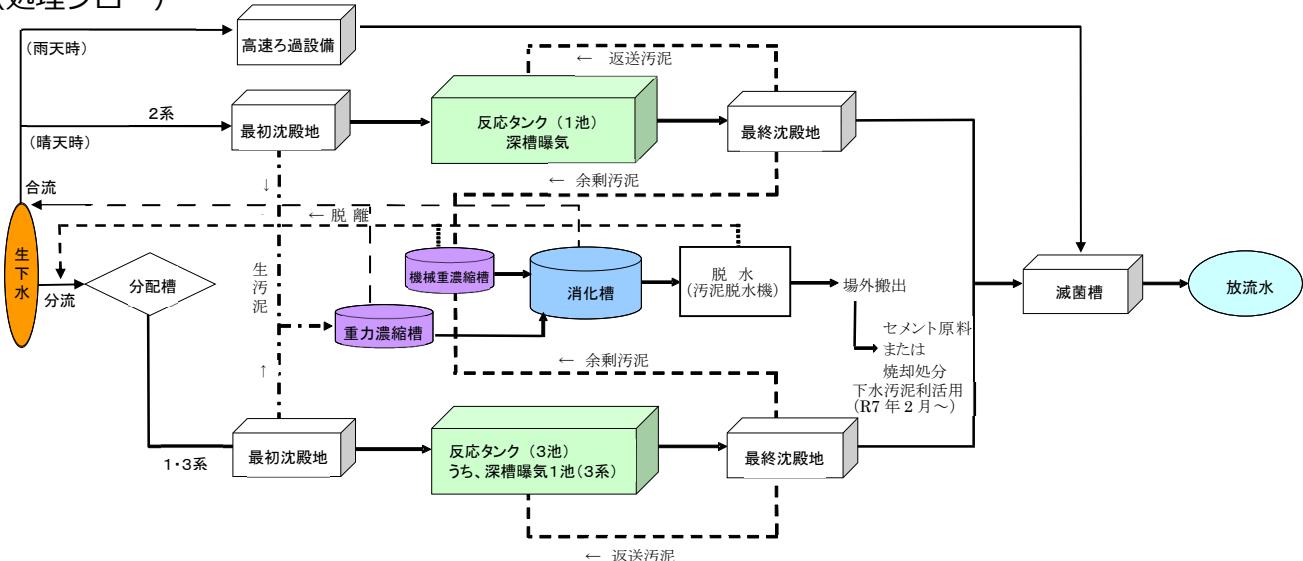
(4) 各浄化センターの概要

① 北部浄化センター

ア 施設概要

所在地	いわき市平下神谷字天神104-1	TEL (0246) 34-4007
敷地面積	4.65 ha	
供用開始	合流運転 昭和49年5月1日 分流運転 平成元年5月1日	
施設概要	当センターでは、分流区域から流入した汚水は分配槽に流入した後、2系列で処理され、最終的に塩素滅菌されて夏井川に放流される。また、合流区域から流入した汚水は、晴天時は1系列で処理、雨天時は高速ろ過設備にも流入し、分流と合わせて塩素滅菌された後、夏井川に放流される。 処理方式については、すべて標準活性汚泥法を採用しており、4池ある曝気槽のうち2池は、深槽曝気を採用している。	

(処理フロー)



イ 計画諸元

区分		全体計画	事業計画	現有施設(令和6年度末)
処理区域面積		1,654 ha	1,654 ha	1,493 ha
処理人口		52,500人	59,400人	54,807人
計画汚水量	日平均	合 6,600 m³/日 分 14,900 m³/日		合 6,700 m³/日 分 17,300 m³/日
	日最大	合 8,000 m³/日 分 18,050 m³/日		合 8,100 m³/日 分 20,850 m³/日
	時間最大	合 11,600 m³/日 分 25,500 m³/日		合 11,800 m³/日 分 29,500 m³/日
排除方式	合流・分流式			合流・分流式
処理方式	標準活性汚泥法			標準活性汚泥法
処理能力	合 10,600 m³/日 分 25,500 m³/日	合 10,800 m³/日 分 29,500 m³/日		合 10,500 m³/日 分 29,600 m³/日
計画水質	流入	合 BOD 206 SS 142 分 BOD 204 SS 147		合 BOD 206 SS 142 分 BOD 204 SS 147
	放流	BOD 15 SS 5		BOD 15 SS 5
放流先	夏井川			夏井川

ウ 主要施設の概要

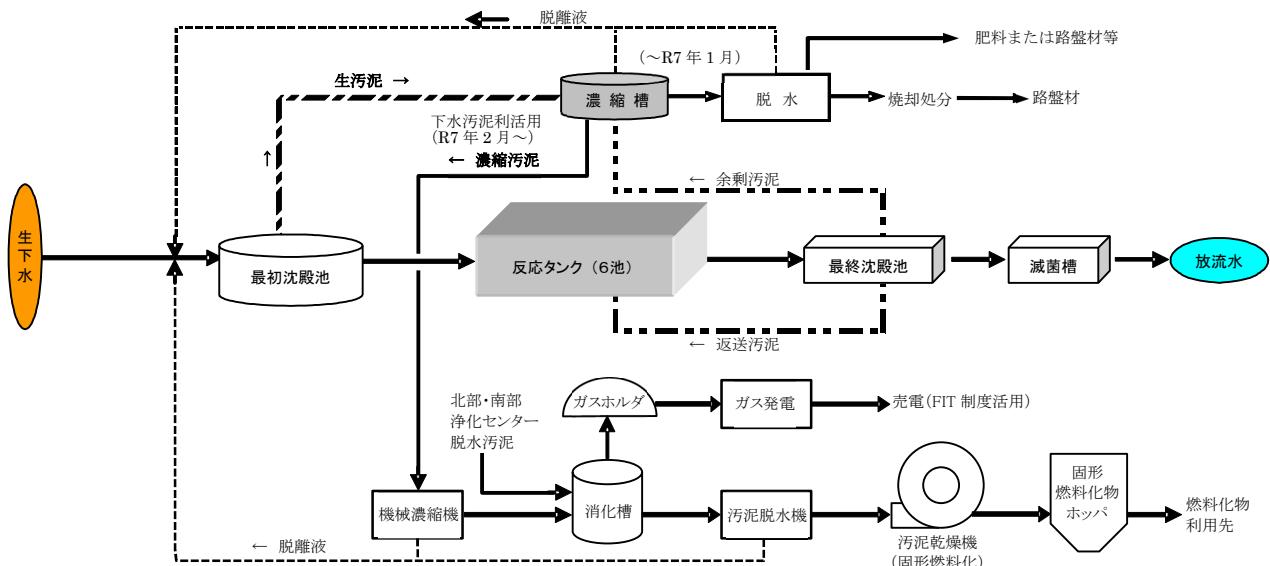
施 設 名 称	形 状 尺 法	施 設 数			摘 要
		全 体	事 計	現 有	
雨 水 沈 砂 池	幅5.0m×長18.0m×深2.2m	2 池	2 池	2 池	平行流矩形池
汚 水 沈 砂 池	幅 2.2m×長 15.0m×深 1.06m (合流)	2 池	2 池	2 池	平行流矩形池
	幅 1.2m×長 7.0m×深 1.25m (分流)	—	—	2 池	
	径 4.3m×深 1.6m (分流)	1 池	1 池	—	円形池
雨 水 ポ ン プ	φ 900mm×110m ³ /分×8.30m×320PS	2 台	2 台	2 台	立軸斜流ポンプ
	φ 1,100mm×160m ³ /分×8.30m×450PS	1 台	1 台	1 台	
汚 水 ポ ン プ	φ 200mm×4.4m ³ /分×11.0m×15kW (合流)	3 台	3 台	3 台	立軸渦巻斜流ポンプ
	φ 450mm×26.0m ³ /分×12.0m×80kW (合流)	3 台	3 台	2 台	
	φ 350mm×8.9m ³ /分×18.5m×55kW (分流)	3 台	—	—	
	φ 350mm×14.0m ³ /分×18.5m×75kW (分流)	—	2 台	2 台	
	φ 450mm×28.0m ³ /分×18.5m×132kW (分流)	—	1 台	1 台	
最 初 沈 殿 池	幅6.0m×長30.0m×深2.5m	3 池	3 池	3 池	平行流矩形池
	上段 幅4.5m×長30.0m×深2.8m	1 池	1 池	1 池	平行流矩形池 (2層式)
	下段 幅4.5m×長35.0m×深2.8m	1 池	1 池	1 池	
	上段 幅5.0m×長24.4m×深3.0m 下段 幅5.0m×長28.0m×深3.0m	1 池	1 池	1 池	
反 応 タ ン ク	幅5.0m×長45.0m×深4.5m×3列	2 池	2 池	2 池	押出流矩形池
	幅8.0m×長45.0m×深10.0m	1 池	1 池	1 池	押出流矩形池 (深層式)
	幅9.1m×長45.0m×深10.0m	1 池	1 池	1 池	
送 風 機	85m ³ /分×170kW	—	3 台	3 台	多段プロワ
	60m ³ /分×110kW	3 台	—	—	
最 終 沈 殿 池	幅6.0m×長38.0m×深2.7m	4 池	4 池	4 池	平行流矩形池
	上段 幅8.0m×長30.0m×深3.0m	1 池	1 池	1 池	平行流矩形池 (2層式)
	下段 幅8.0m×長35.0m×深3.0m	2 池	1 池	1 池	
	上段 幅9.7m×長29.0m×深3.5m	—	—	—	
	下段 幅9.7m×長32.4m×深3.5m	—	—	—	
消 毒 設 備	幅2.0m×長25.0m×深2.0m	7 列	7 列	11列	
	幅2.0m×長25.0m×深2.0m	6 列	6 列	—	
汚 泥 濃 縮 槽	径9.0m×深4.5m	2 槽	2 槽	2 槽	円形重力式
汚 泥 濃 縮 機	120kgds/時	—	—	1 台	常圧浮上濃縮装置
	100kgds/時	1 台	1 台	—	
	50kgds/時	1 台	1 台	—	
汚 泥 消 化 タ ン ク	径16.0m×側深6.0m×1槽	2 槽	2 槽	2 槽	嫌気性加温二段消化方式
	径15.0m×側深5.6m×1槽	1 槽	2 槽	2 槽	
汚 泥 脱 水 機	375kgds/時	—	—	2 台	
	530kgds/時	2 台	—	—	
	336kgds/時	—	2 台	—	
高 速 ろ 過 設 備	78,300m ³ ×78m ² ×1,004m/日	1 池	1 池	1 池	

② 中部浄化センター

ア 施設概要

所在 地	いわき市小名浜大原字芳際 1	TEL (0246) 53-6901
敷地面積	23.7 ha	
供用開始	昭和61年11月	
施設概要	当センターでは、「標準活性汚泥法」を採用しており、塩素滅菌後の処理水は、藤原川に放流される。	

(処理フロー)



イ 計画諸元

区分		全体計画	事業計画	現有施設(令和6年度末)
処理区域面積		2,713 ha	2,713 ha	2,365 ha
処理人口		94,900人	103,290人	95,628人
計画汚水量	日平均	41,300 m³/日	41,700 m³/日	
	日最大	48,500 m³/日	49,000 m³/日	
	時間最大	72,200 m³/日	72,900 m³/日	
排除方式		合流式	分流式(一部合流)	
処理方式		標準活性汚泥法		
処理能力		49,000 m³/日	49,000 m³/日	42,000 m³/日
計画水質	流入	BOD 208 SS 151	BOD 208 SS 151	
	放流	BOD 15 SS 5	BOD 15 SS 5	
放流先		藤原川	藤原川	

ウ 主要施設の概要

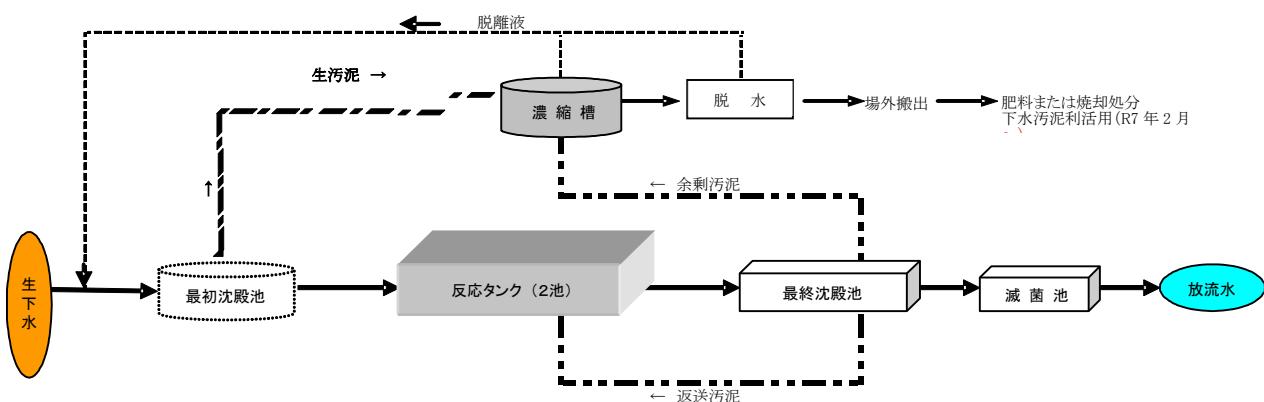
施 設 名 称	形 状 尺 法	施 設 数			摘 要
		全 体	事 計	現 有	
汚 水 沈 砂 池	巾2.5m×長15.0m×深0.48m	2 池	2 池	2 池	平行流矩形池
汚 水 ポ ン プ	φ350 mm×12.5 m ³ /分×20.0m×90kW	5 台	—	—	立軸斜流渦巻ポンプ
	φ350 mm×15.8 m ³ /分×20.0m×90kW×1 (110kW×3)	5 台	5 台	4 台	
雨 水 ポ ン プ	φ3,100mm×247 m ³ /分×6.0m×470kW	6 台	6 台	4 台	スクリューポンプ
最 初 沈 殿 池	巾24.0m×長24.0m×深2.5m	2 池	2 池	2 池	放射流正方形池
	巾7.5m×長19.0m×深3.0m	3 池	3 池	2 池	平行流矩形池
反 応 タ ン ク	巾7.5m×長65.2m×深5.0m	4 池	4 池	4 池	押し出し流長方形池
	巾7.5m×長66.0m×深5.0m	3 池	3 池	2 池	
曝 気 ブ ロ ワ	110m ³ /分×150kW	—	—	1 台	単段プロア
	80m ³ /分×110kW	—	—	1 台	
	100m ³ /分×150kVA	—	—	1 台	
	40m ³ /分×60kW	—	—	1 台	
	100m ³ /分×110kW	4 台	4 台	—	
最 終 沈 殿 池	巾14.7m×長45.0m×深2.6m	2 池	2 池	2 池	平行流矩形池
	巾7.5m×長47.0m×深3.5m	3 池	3 池	2 池	
塩 素 混 和 池	巾2.4m×長125.0m×深2.1m	1 池	1 池	1 池	長方形多列迂回流式
汚 泥 濃 縮 槽	径8.5m×側深3.0m	1 槽	1 槽	1 槽	円形重力式
	径6.0m×側深3.0m	1 槽	1 槽	1 槽	
汚 泥 濃 縮 機	30m ³ /時	1 台	1 台	—	
汚 泥 脱 水 機	270kgds/時	—	—	1 台	
	350kgds/時	—	—	1 台	
	4.0m ³ /時	4 台	4 台	—	
汚 泥 燃 却 炉	50t/日	2 台	2 台	1 台	流動燃却炉(休止中)
(汚 泥 利 活 用 施 設)					
機 械 濃 縮 機	30m ³ /h	1 台	1 台	1 台	ベルト型ろ過濃縮機
消 化 槽	高さ21.0m×直径15.9m 容量3,900m ³	2 槽	2 槽	2 槽	鋼板製
ガ ス ホ ル ダ	高さ 7.9m×直径16.7m 容量1,000m ³	1 槽	1 槽	1 槽	ダブルメンブレン式
汚 泥 脱 水 機	ろ過速度:60kg-DS/m・h 容量4 m ³ /h	4 台	4 台	4 台	高効率ベルトプレス型
汚 泥 乾 燥 機 (固 形 燃 料 化)	54.8 t / 日 (27.4 t / 日 × 2 基) 蒸発水分量:765kg/h(最大)	2 台	2 台	2 台	円環式気流乾燥機
固 形 燃 料 化 物 ホ ッ パ	高さ4.2m×直径2.6m 容量25m ³	1 台	1 台	1 台	鋼板製円筒型ホッパ

③ 南部浄化センター

ア 施設概要

所在 地	いわき市錦町浜田27
敷地面積	5.5 ha
供用開始	平成 8年 4月
施設概要	当センターでは、「標準活性汚泥法」を採用しており、塩素滅菌後の処理水は、蛭田川に放流される。

(処理フロー)



イ 計画諸元

区分		全 体 計 画	事 業 計 画	現有施設（令和6年度末）
処理区域面積		485 ha	485 ha	418 ha
処理人口		15,400 人	16,200 人	15,250人
計画汚水量	日 平 均	5,600 m³/日		5,400 m³/日
	日 最 大	6,700 m³/日		6,400 m³/日
	時間最大	9,500 m³/日		9,100 m³/日
排除方式	分 流 式		分 流 式	
処理方式	標準活性汚泥法		標準活性汚泥法	
処理能力	6,700 m³/日	6,400 m³/日	8,700 m³/日	
計画水質	流入	BOD 204 SS 148		BOD 204 SS 148
	放流	BOD 15 SS 5		BOD 15 SS 5
放流先	蛭田川		蛭田川	

ウ 主要施設の概要

施 設 名 称	形 状 尺 法	施 設 数			摘 要
		全 体	事 計	現 有	
汚 水 沈 砂 池	巾2.8m×長3.9m×深0.252m	1 池	—	—	平行流矩形池
	巾2.8m×長3.9m×深0.246m	—	1池	1池	
汚 水 ポ ン プ	φ 200mm×3.3m ³ /分×15.0m×15kW	3 台	—	—	立軸斜流渦巻ポンプ
	φ 200 mm×4.6 m ³ /分×15.0m×22kW	—	3 台	3 台	
雨 水 ポ ン プ	φ 2,800 mm×180 m ³ /分×240PS	4 台	4 台	3 台	
最 初 沈 殿 池	巾5.0m×長24.5m×深3.0m	2 池	2 池	2 池	平行流矩形池
	巾6.0m×長14.0m×深3.0m	3 池	—	—	
反 応 タ ン ク	巾5.0m×長60.0m×深5.0m	2 池	2 池	2 池	押出流矩形池
	巾6.0m×長43.0m×深5.0m	3 池	—	—	
送 風 機	22m ³ /分×35kW	2 台	2 台	—	単段プロワ
	48m ³ /分×35kW	1 台	1 台	—	
	22m ³ /分×37kW	—	—	2 台	
最 終 沈 殿 池	巾5.0m×長35.0m×深3.0m	2 池	2 池	2 池	平行流矩形池
塩 素 混 和 池	巾2.0m×長31.5m×深2.0m	1 池	1 池	1 池	長方形多列迂回流式
汚 泥 濃 縮 槽	内径4.0 m×水深3.0m	2 槽	2 槽	2 槽	円形重力式
汚 泥 濃 縮 機	44.8kgds/時	2 台	1 台	—	
汚 泥 脱 水 機	φ 600mm×80.5kgds/時	2 台	1 台	1 台	
	φ 900mm×565kgds/時	—	1 台	—	
	φ 900mm×400kgds/時	—	—	1 台	

3 財政（下水道事業会計）

(1) 決算状況

① 損益計算書

(各年度4月1日から3月31日まで)

(単位：千円、税抜)

科 目	令和6 年度①	令和 5 年度②	増 減①-②
営業収益	6,226,094	5,274,586	951,508
下水道使用料	4,113,161	3,355,187	757,974
他会計負担金	2,112,933	1,919,399	193,534
営業外収益	3,056,584	3,054,300	2,284
他会計負担金	1,116,136	1,195,332	△ 79,196
長期前受金戻入	1,781,323	1,853,536	△ 72,213
雑収益	159,125	5,432	153,693
特別利益	50,460	1,393	49,067
収益合計	9,333,138	8,330,279	1,002,859
営業費用	7,683,220	7,162,084	521,136
管渠費	518,739	342,634	176,105
ポンプ場費	768,888	555,365	213,523
処理場費	1,786,387	1,610,517	175,870
減価償却費	4,310,638	4,315,086	△ 4,448
その他	298,568	338,482	△ 39,914
営業外費用	722,665	737,239	△ 14,574
支払利息及び企業債取扱諸費	595,985	640,158	△ 44,173
その他営業外費用	126,680	97,081	29,599
特別損失	150,232	488	149,744
費用合計	8,556,117	7,899,811	656,306
当年度純利益	777,021	430,468	346,553

② 貸借対照表

固定資産	113,485,880	114,046,069	△560,189
有形固定資産	113,484,990	114,044,290	△559,300
無形固定資産	890	1,779	△889
流動資産	4,250,326	6,606,433	△2,356,107
現金預金	3,615,582	5,932,332	△2,316,750
その他の流動資産	634,744	674,101	△39,357
資産合計	117,736,206	120,652,502	△2,916,296

負債及び資本の部			
科 目	令和6年度①	令和5年度②	増 減①-②
固定負債	52,486,358	53,342,271	△855,913
企業債（流動負債分を除く）	52,326,047	53,208,680	△882,633
退職給付引当金	160,311	133,591	26,720
流動負債	7,197,745	9,718,072	△2,520,327
企業債（償還期限一年以内）	4,074,633	4,129,664	△55,031
その他（未払金等）	3,123,112	5,588,408	△2,465,296
繰延収益（長期前受金）	41,703,330	42,185,969	△482,639
負債合計	101,387,433	105,246,312	△3,858,879
資本金	13,254,708	12,121,265	1,133,443
剰余金	3,094,065	3,284,925	△190,860
資本剰余金	1,886,576	1,962,703	△76,127
利益剰余金	1,207,489	1,322,222	△114,733
未処分利益剰余金	1,207,489	1,322,222	△114,733
(当期純利益)	(777,021)	(430,468)	(346,553)
資本合計	16,348,773	15,406,190	942,583
負債及び資本合計	117,736,206	120,652,502	△2,916,296

③ 令和6年度決算に基づく各種数値

項目	令和6年度	令和5年度	増減①-②
自己資本構成比率	49.3%	47.7%	1.6ポイント
総収支比率	109.1%	105.4%	3.7ポイント
営業収支比率	81.0%	73.6%	7.4ポイント
年間総処理水量	23,760千m ³	25,380千m ³	△1,620千m ³
うち汚水処理水量	21,357千m ³	24,771千m ³	△3,414千m ³
年間有収水量	16,817千m ³	16,921千m ³	△104千m ³
下水道普及率	55.1%	55.0%	0.1ポイント
水洗化率	95.1%	95.0%	0.1ポイント
有収率（有収水量÷汚水処理量）	78.7%	68.3%	10.4ポイント
汚水処理原価（汚水処理費÷有収水量）	206.8円/m ³	190.1円/m ³	16.7円/m ³
内訳	汚水維持管理費	134.9円/m ³	118.0円/m ³
	汚水資本費	71.9円/m ³	72.1円/m ³
年間使用料収入	4,113,161千円	3,355,187千円	757,974千円
使用料単価（使用料収入÷有収水量）	244.6円/m ³	198.3円/m ³	46.3円/m ³
回収率（使用料単価÷汚水処理原価）	118.3%	104.3%	14.0ポイント

4 都市下水路について

公共下水道の事業計画区域となっていない市街地で、特に浸水被害が著しい地区の雨水排除を目的に、市内14か所に排水路（合計25,420 m）、ポンプ場施設等の整備事業を実施しています。

(1) 整備状況

○ 都市下水路の諸元

(令和7年3月現在)

区分	名称	面積 (ha)	施工年度	整備状況		指定年月 日	流出量m ³ /S (放 流先)
				延長(m)	ポンプ 施設		
久之浜	1 久之浜第二都市下水路	36.6	H3~9	703	—	H11. 7. 26	2.25 (小久川)
四倉	2 鬼越都市下水路	51.2	S43~45	802	—	S51. 11. 1	2.03 (仁井田川)
	3 四倉工業団地第一都市下水路	84	H12~17	3,566.7	—	H18. 7. 27	10.7 (1号調節池)
	4 四倉工業団地第二都市下水路	28	H28~29	891.1	—	H31. 1. 25	3.442 (2号調節池)
好間	5 好間工業団地都市下水路	194.6	S57~H3	8,402.2	—	S63. 1. 20	18.072 (小谷作調節池)
平	6 赤井都市下水路	92.4	S51~55	1,061	—	S57. 3. 1	5.84 (夏井川)
	7 沼ノ内都市下水路	12.2	H2 移管	507.2	—	H18. 7. 27	— (弁天川)
常磐	8 関船都市下水路	31.2	H6~9	1,139.2	—	H11. 7. 26	4.4 (水野谷川)
	9 鹿島工業団地都市下水路	99.3	S62 移管	3,946.8	—	H18. 7. 27	— (水野谷川)
小名浜	10 安竜都市下水路	49	S54~60	676.1	—	H元. 1. 30	8.03 (江名港)
勿来	11 金子平都市下水路	48	S58~63	1,339.9	—	H元. 9. 18	4.187 (鮫川)
	12 大高都市下水路	38.6	H3~10	1,457.2	—	H11. 7. 26	8.59 (京田川)
	13 外城下都市下水路	177	S49~61	768.4	—	S51. 6. 1	15.49 (蛭田川)
	14 酒井原都市下水路	59.2	H11~21	159	—	未 指 定	7.7 (蛭田川)
合計		1,001.3	—	25,419.8	—	—	—

(2) 財政

○ 事業費の推移

(単位：千円)

都市下水路事業費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費	156,106	145,202	176,001	172,867	174,334
建設事業費	0	201,994	13,530	0	0
計	156,106	347,196	189,531	172,867	174,334

(3) その他（参考資料）

○ 公共下水道へ編入済の都市下水路（合計24,016m）

区分		名称	面積 (ha)	施行年度	整備状況		公共 下水道 編入年度	流出量m ³ /S (放流先)
延長(m)	ポンプ施設							
久ノ浜	1	久之浜第一都市下水路	21.6	S46~53 H27~29	547	φ 800mm×2台	R2	2.75 (小久川)
四倉	2	観川第一都市下水路	74.2	S38~40	1,404	φ 700mm×3台	H21	2.2 (境川)
	3	観川第二都市下水路	38.7	S61~H12	714.5	φ 800mm×4台	H21	5.0 (四倉地区海岸)
	4	上仁井田都市下水路	83.9	H4~15	1,108	φ 1,200mm×3台	H13	9.9 (仁井田川)
平	5	谷川瀬都市下水路	33.4	S55~60	891.9	—	H8	3.613 (新川)
	6	南白土都市下水路	134.42	S58~62	470.4	—	S63	11.539 (新川)
内郷	7	高坂都市下水路	74.25	S55~60	550.9	—	H3	6.65 (新川)
	8	大町都市下水路	82	S63~H元	46	公共下水道で整備	H3	8.255 (新川)
小名浜	9	御代都市下水路	89.7	S62~H7	632.3	φ 2,800mm×3台	H8	7.179 (矢田川)
	10	林城都市下水路	109.2	S40~44	1,170	φ 1,000mm×1台 φ 700mm×1台 φ 450mm×1台	S44	3.3 (矢田川)
	11	泉都市下水路	59.6	S53~62	1,117	—	H8	9.09 (釜戸川)
	12	玉露都市下水路	49.64	S56~61	1,706.6	—	H8	5.345 (釜戸川)
	13	大原都市下水路	153.3	S47~50	2,767	φ 1,100mm×3台	H3	11.5 (藤原川)
	14	芳川都市下水路	52.4	S47~55	868	φ 1,000mm×2台	H8	4.6 (藤原川)
	15	滝尻都市下水路	159	H4~8	826	—	H8	13.81 (藤原川)
	16	小名川都市下水路	475	S47~60	2,762	φ 3,200mm×4台	S58	20.56 (小名浜港)
勿来	17	後宿都市下水路	30.6	S35~37	480	φ 600mm×2台	S53	1.32 (渋川)
	18	大倉都市下水路	108.8	S40~44	1,329	φ 1,000mm×1台 φ 700mm×1台	S53	3.25 (鮫川)
	19	佐糠都市下水路	40.3	S45~52	1,517	φ 800mm×2台	H13	2.93 (鮫川)
	20	江栗都市下水路	332.9	S47~56	1,180	φ 1,350mm×3台	R2	10.6 (鮫川)
	21	岩間都市下水路	109.12	S62~H2	1,088.3	—	H13	6.602 (勿来地区海岸)
	22	閑田都市下水路	187.3	S50~61	839.6	φ 1,200mm×1台	R2	9.89 (勿来地区海岸)
合計		2,499.3	—	24,015.5	—	—	—	—

第2章 地域污水处理施設

1 各施設の概要

(令和7年4月現在)

施設名		勿来自米 地域污水处理施設	石森 地域污水处理施設	南台 地域污水处理施設	草木台 地域污水处理施設	洋向台 地域污水处理施設
所在地		勿来町白米 林ノ中 30-345	石森一丁目 1-15	南台二丁目 48	草木台二丁目 23-13	洋向台五丁目 27-40
敷地面積		1,362 m ²	1,524 m ²	3,576 m ²	6,841 m ²	3,297 m ²
供用年月		昭和53年12月	昭和61年3月	平成5年8月	平成2年10月	昭和58年9月
帰属年月		平成2年5月	平成9年4月	平成15年4月	平成15年4月	平成16年4月
計画	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha
	処理人口	2,000 人	2,348 人	2,294 人	2,600 人	4,500 人
	計画戸数	360 戸	587 戸	569 戸	652 戸	773 戸
	処理水量	1,040 m ³ /日	950 m ³ /日	1,015 m ³ /日	1,040 m ³ /日	1,125 m ³ /日
実績	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha
	処理人口	906 人	1,290 人	1,231 人	1,058 人	1,681 人
	接続人口	906 人	1,290 人	1,231 人	1,058 人	1,681 人
	接続戸数	345 戸	561 戸	496 戸	631 戸	735 戸
	処理水量	287.6 m ³ /日	320.7 m ³ /日	323.5 m ³ /日	533.0 m ³ /日	428.1 m ³ /日
処理方式		長時間曝気	長時間曝気	長時間曝気	接触曝気(FCR法)	長時間曝気
放流先		蛭田川	夏井川	鮫川	藤原川	天神前川
管渠延長		8,579 m	7,899 m	21,083 m	11,144 m	15,295 m

2 財政（地域污水処理事業会計）

(1) 処理施設使用料（1か月・1戸当たり(消費税(10%)込)）

2,970円

(2) 決算状況

① 損益計算書

(各年度4月1日から3月31日まで)

(単位：千円、税抜)

科 目	令和6年度①	令和5年度②	増 減①-②
営業収益	90,987	91,320	△ 333
処理施設使用料	90,987	91,320	△ 333
営業外収益	62,338	62,070	268
長期前受金戻入	62,064	62,064	0
雑収益	274	6	268
特別利益	0	6	△ 6
過年度損益修正益	0	0	0
その他特別利益	0	6	△ 6
収益合計	153,325	153,396	△ 71
営業費用	156,231	139,527	16,704
管渠費	1,952	1,639	313
処理場費	84,740	69,298	15,442
業務費	3,954	3,902	52
総係費	90	114	△ 24
減価償却費	64,952	64,574	378
資産減耗費	543	0	543
営業外費用	0	0	0
その他営業外費用	0	0	0
特別損失	0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0
費用合計	156,231	139,527	16,704
当年度純利益	△ 2,906	13,869	△ 16,775

② 貸借対照表

(各年度期末(3月31日))

(単位:千円)

資産の部			
科 目	令和6年度①	令和5年度②	増 減①-②
固定資産	2,210,716	2,263,131	△52,415
有形固定資産	2,210,716	2,263,131	△52,415
無形固定資産	0	0	0
流動資産	517,310	523,724	△6,414
現金預金	504,810	512,607	△7,797
その他の流動資産	12,500	11,117	1,383
資産合計	2,728,026	2,786,855	△58,829

負債及び資本の部			
科 目	令和6年度①	令和5年度②	増 減①-②
固定負債	0	0	0
企業債(流動負債分を除く)	0	0	0
退職給付引当金	0	0	0
流動負債	24,975	18,834	6,141
企業債(償還期限一年以内)	0	0	0
その他(未払金等)	24,975	18,834	6,141
繰延収益(長期前受金)	1,288,391	1,350,455	△62,064
負債合計	1,313,366	1,369,289	△55,923
資本金	371,066	371,066	0
剰余金	1,043,594	1,046,500	△2,906
資本剰余金	863,860	863,860	0
利益剰余金	179,734	182,640	△2,906
建設改良積立金	182,640	168,771	13,869
未処分利益剰余金	△2,906	13,869	△16,775
(当期純利益)	(△2,906)	(13,869)	△16,775
資本合計	1,414,660	1,417,566	△2,906
負債及び資本合計	2,728,026	2,786,855	△58,829

第3章 農業集落排水処理施設

1 各施設の概要

(令和7年4月現在)

施設名	下小川地区 農業集落排水 処理施設	戸田地区 農業集落排水処 理施設	永井地区 農業集落排水 処理施設	三坂地区 農業集落排水 処理施設	渡辺地区 農業集落排水 処理施設	遠野地区 農業集落排水 処理施設
所在地	小川町下小川 字小沢口 150	四倉町戸田 字古川 218	三和町下永井 字峰岸 13	三和町下三坂 字下ノ里 52-1	渡辺町松小屋 字榎株 121	遠野町滝字 中川原 2-2
敷地面積	1,907 m ²	1,482 m ²	1,381 m ²	1,657 m ²	1,422 m ²	2,342 m ²
供用年月	平成 14 年 4 月 (平成 13 年 4 月 一部供用)	平成 15 年 4 月 (平成 14 年 4 月 一部供用)	平成 16 年 4 月	平成 19 年 4 月 (平成 17 年 4 月 一部供用)	平成 18 年 4 月	平成 27 年 4 月 (平成 25 年 4 月 一部供用)
計画	処理 面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha
	処理 人口	840 人	330 人	550 人	1,080 人	570 人
	計画 戸数	191 戸	71 戸	131 戸	252 戸	135 戸
	処理 水量	277 m ³ /日	109 m ³ /日	182 m ³ /日	356 m ³ /日	188 m ³ /日
実績	処理 面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha
	処理 人口	509 人	230 人	338 人	488 人	409 人
	接続 人口	496 人	230 人	330 人	446 人	388 人
	接続 戸数	165 戸	69 戸	110 戸	158 戸	127 戸
	処理 水量	98.3 m ³ /日	49.0 m ³ /日	78.5 m ³ /日	101.1 m ³ /日	92.1 m ³ /日
処理方式	嫌気性濾床及び 接触曝気方式	沈殿分離及び 接触曝気方式	嫌気性濾床及び 接触曝気方式	連続流入 間欠曝気方式	嫌気性濾床及び 接触曝気方式	連続流入 間欠曝気方式
放流先	夏井川	仁井田川	小玉川	三坂川	釜戸川	深山口川
管渠延長	11,567 m	5,343 m	13,683 m	23,308 m	10,896 m	27,737 m

2 財政（農業集落排水事業会計）

(1) 農業集落排水事業分担金

事業費の一部に充てるため、受益者から公共ます1ヶ所につき25万円を徴収しています。

(2) 処理施設使用料（1ヶ月当たり(消費税込)）

基本料金	2,170円／世帯
人員割料	440円／人

(3) 決算状況

① 損益計算書

（各年度4月1日から3月31日まで）

（単位：千円、税抜）

科 目	令和6年度①	令和5年度②	増 減①-②
営業収益	41,648	41,407	241
処理施設使用料	41,628	41,386	242
その他	20	21	△ 1
営業外収益	247,807	208,368	39,439
他会計負担金	138,927	124,455	14,472
国庫補助金	25,300	0	25,300
長期前受金戻入	83,363	83,798	△ 435
雑収益	217	115	102
特別利益	0	0	0
収益合計	289,455	249,775	39,680
営業費用	250,587	214,833	35,754
管渠費	40,093	12,059	28,034
処理場費	44,301	32,532	11,769
業務費	1,629	1,515	114
総係費	590	868	△ 278
減価償却費	163,819	166,905	△ 3,086
資産減耗費	155	954	△ 799
営業外費用	36,218	36,282	△ 64
支払利息及び企業債取扱諸費	32,870	35,940	△ 3,070
その他営業外費用	3,348	342	3,006
特別損失	0	0	0
費用合計	286,805	251,115	35,690
当年度純利益	2,650	△ 1,340	3,990

② 貸借対照表

(各年度期末(3月31日))

(単位:千円)

資産の部			
科 目	令和6年度①	令和5年度②	増 減①-②
固定資産	5,159,632	5,308,858	△149,226
有形固定資産	5,159,632	5,308,858	△149,226
無形固定資産	0	0	0
流動資産	75,474	83,548	△8,074
現金預金	66,014	74,211	△8,197
その他の流動資産	9,460	9,337	123
資産合計	5,235,106	5,392,406	△157,300

負債及び資本の部			
科 目	令和6年度①	令和5年度②	増 減①-②
固定負債	1,570,057	1,747,174	△177,117
企業債(流動負債分を除く)	1,570,057	1,747,174	△177,117
退職給付引当金	0	0	0
流動負債	227,146	220,757	6,389
企業債(償還期限一年以内)	177,117	173,989	3,128
その他(未払金等)	50,029	46,768	3,261
繰延収益(長期前受金)	2,490,024	2,563,667	△73,643
負債合計	4,287,227	4,531,598	△244,371
資本金	973,772	889,351	84,421
剰余金	△25,893	△28,543	2,650
資本剰余金	13,571	13,571	0
利益剰余金	△39,464	△42,114	2,650
未処理欠損金	△39,464	△42,114	2,650
(当期純利益)	(2,650)	(△1,340)	(3,990)
資本合計	947,879	860,808	87,071
負債及び資本合計	5,235,106	5,392,406	△157,300

第4章 その他

1 下水道のあゆみ

年・月	制 度 ・ 施 設 等	機 構 (人 員)
S33・5	旧平市下水道事業認可	平市土木課都市計画係(1)
S35・7	旧磐城市下水道事業認可	磐城市土木課(4)
S38・4	後宿ポンプ場運転開始（現 植田第1ポンプ場）	
S40・4	観川ポンプ場運転開始（現 観川第1ポンプ場）	
S41・10	いわき市誕生 14市町村（5市4町5村）合併	本庁・都市計画課：下水道係(3) 平支所：土木課下水道係(9) 磐城支所：下水道庶務係(6)、建設係(5)
S42・4	受益者負担金制度実施（省令） 下船尾・島ポンプ場運転開始	
S42・10	いわき市章・市歌を制定	
S43・12	いわき市下水道条例を制定	
S44・2	いわき市公共下水道事業認可変更（合併） いわき市下水道工事指定業者規則を制定	本庁直轄・都市計画課下水道係(15)
S44・4	いわき市水洗便所改造資金貸付条例を制定 (貸付限度額45,000円・償還20箇月)	
S44・10	林城ポンプ場運転開始 弁別処理場（現 東部浄化センター）・元川ポンプ場運転開始	
S45・1	下水道使用料に関する条文を追加	
S45・4	下水道使用料徴収開始	本庁・都市計画課下水道：第1係(4)、第2係(7) 磐城支所・建設事務所：下水道管理係(5)
S46・4	大倉ポンプ場運転開始	
S47・3	いわき都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を制定 (省令から条例に移行)	
S47・4	いわき市水洗便所改造資金貸付条例を廃止し、いわき市水洗便所改造資金貸付金条例を制定 玉川処理場（現在廃止）・大原ポンプ場運転開始	本庁・建設部 下水道課：業務係(4)、工務係(5)、管理係(3) 磐城建設事務所：下水道管理係(7)
S48・3	本庁舎新築落成	
S48・4	金谷（現 綴）・南富岡ポンプ場運転開始	
S49・4	いわき市水洗便所改造資金貸付金条例を廃止し、いわき市水洗便所改造資金融資斡旋要綱を制定（貸付限度額150,000円・償還30箇月） 平蔵塚・植田（現 植田第2ポンプ場）・新町前・根小屋ポンプ場運転開始	本庁・都市建設部 下水道課：業務係(5)、計画係(3)、工務係(7)、 管理係(5) 磐城支所経済土木課：下水道管理係(6)
S49・5	平終末処理場（現 北部浄化センター） 北白土ポンプ場運転開始（現 北白土第1ポンプ場）	
S50・4	佐糠・芳川ポンプ場運転開始	
S51・4	久之浜・江栗・明治町（現在廃止）ポンプ場運転開始	
S51・10	いわき市民憲章を制定	
S52・4	いわき市水洗便所改造資金融資斡旋要綱を一部改正（貸付限度額200,000円・償還40箇月）	

年・月	制 度 ・ 施 設 等	機 構 (人 員)
S53・4	小名川ポンプ場運転開始	
S54・3	いわきニュータウン起工式	
S54・4	第1回下水道使用料改定 小島ポンプ場運転開始（暫定、3・4廃止） 大原ポンプ場運転開始	
S55・4	好間工業団地起工式	
S55・7	—	本庁・都市建設部下水道室 下水道管理課：業務係(9)、施設管理係(9)、 小名浜下水道分室(7)
S57・4	いわき市水洗便所改造資金金融資斡旋要綱を一部改正（貸付 限度額300,000円・償還30箇月）	下水道建設課：計画係(4)、公共下水道係 (10)、都市下水路係(6)
S58・4	北白土第2ポンプ場運転開始	北部浄化センター(36)、東部浄化センター(10)、 玉川浄化センター(3)
S59・4	第2回下水道使用料改定 御厩・八仙ポンプ場運転開始	
S59・7	—	下水道管理課に水質管理係を新設
S60・4	手掘ポンプ場運転開始	
S60・7	—	下水道建設課公共下水道係を公共下水道第1係 (8)、公共下水道第2係(6)に分ける 中部浄化センター(3)
S60・9	東部浄化センター分流分運転開始 いわき都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正（1m ² 当たり380円）	
S61・4	下水道使用料の賦課・徴収事務を水道局へ委託	
S61・11	中部浄化センター運転開始	
S62・4	関田ポンプ場運転開始	
S63・2	第3回下水道使用料改定	
S63・3	玉川浄化センターを廃止し、玉川処理区を中部処理区に統合	
H元・5	北部浄化センター分流分運転開始	
H2・4	郷ヶ丘地域汚水処理分を公共下水道へ編入 いわき市水洗便所改造資金金融資斡旋要綱を一部改正（貸付 限度額400,000円・償還40箇月）	
H2・5	勿来白米地域汚水処理施設帰属	
H3・4	小島・ニュータウン第1中継ポンプ場運転開始	
H3・12	覗川第2ポンプ場運転開始	
H4・1	第4回下水道使用料改定	
H4・4	南白土ポンプ場運転開始	
H5・4	—	下水道部新設 下水道管理課を2課に分離し、次のとおり再編 下水道管理課：庶務係・普及係 下水道施設課：施設係・維持係・水質管理係
H6・4	御代ポンプ場運転開始	
H6・6	浄化槽整備事業開始	
H7・7	北目ポンプ場運転開始	

年・月	制 度 ・ 施 設 等	機 構 (人 員)
H8・4	第5回下水道使用料改定 南部浄化センター運転開始 大町ポンプ場運転開始 新町前(汚水)ポンプ場運転開始	南部浄化センター(3) 勿来下水道分室新設(3)
H9・4	南部浄化センター雨水ポンプ場運転開始 いわき市石森地域汚水処理施設帰属	
H10・4	いわき市水洗便所改造資金融資斡旋要綱を一部改正 (貸付限度額600,000円・償還48箇月)	
H11・4	上仁井田ポンプ場運転開始	
H12・4	植田中継ポンプ場運転開始	
H13・4	下小川地区農業集落排水処理施設供用開始(一部)	
H13・11	中部浄化センター汚泥焼却施設供用開始	
H14・4	戸田地区農業集落排水処理施設供用開始(一部) 下小川地区農業集落排水処理施設供用開始(全部)	
H15・4	第6回下水道使用料改定 南台及び草木台地域汚水処理施設帰属 戸田地区農業集落排水処理施設供用開始(全部)	
H16・4	洋向台地域汚水処理施設帰属 永井地区農業集落排水処理施設供用開始	
H17・4	三阪地区農業集落排水処理施設供用開始(一部)	
H18・4	渡辺地区農業集落排水処理施設供用開始 三阪地区農業集落排水処理施設供用区域追加	
H18・12	いわき市総合生活排水対策方針策定	
H19・4	第7回下水道使用料改定 西郷ポンプ場運転開始 三阪地区農業集落排水処理施設供用開始(全部) 浄化槽整備事業:撤去費補助開始	下水道部は集落排水整備室と環境課の浄化槽事務を統合して生活環境部内に生活排水対策室として改組 排水対策課:庶務係、経営企画係、排水設備係 下水道施設課:施設第一係、施設第二係、維持係 下水道建設課:計画係、建設第一係、建設第二係
H20・4	泉崎中継ポンプ場運転開始 仁井田中継ポンプ場運転開始 南部浄化センター包括的民間委託開始 浄化槽整備事業:補助対象拡大(50人槽まで)	
H21・4	北一里塚ポンプ場運転開始 中部浄化センター包括的民間委託開始 浄化槽整備事業:補助限度額改定	
H22・4	船戸ポンプ場運転開始	
H23・3	いわき市下水道中期ビジョン策定 東日本大震災発生(3.11)	
H23・4	浄化槽整備事業:新築等補助廃止、切替え上乗せ補助開始	
H24・12	浄化槽復興整備事業開始	
H25・4	北部・東部浄化センター包括的民間委託開始 遠野地区農業集落排水処理施設供用開始(一部)	

年・月	制 度 ・ 施 設 等	機 構 (人 員)
H26・4	第8回下水道使用料改定 北部浄化センター高速ろ過設備運転開始 遠野地区農業集落排水処理施設供用区域追加	
H27・4	遠野地区農業集落排水処理施設供用開始（全部）	生活排水対策室内の3課を2課に改組し、北部下水道管理事務所を北部浄化センター内に新設及び下水道管理事務所を南部下水道管理事務所に改称 経営企画課：経営企画係、財務係、業務係 下水道事業課：計画管理係、管路係、施設係 北部下水道管理事務所：維持係、施設係 南部下水道管理事務所：維持係、施設係
H27・12	いわき市下水道事業等の設置等に関する条例を制定	
H28・3	いわき市下水道事業等経営審議会条例を制定	
H28・4	いわき市総合生活排水対策方針の一部改定 上記方針改定に伴う、浄化槽整備事業の補助拡充の実施 地方公営企業法の財務規定等の適用による企業会計への移行（公共下水道事業、農業集落排水事業、地域汚水処理事業）	
H30・4	久之浜ポンプ場運転開始	
H31・3	いわき市下水道事業経営戦略策定	
H31・4	第9回下水道使用料改定	
R元・10	浄化槽整備事業（令和元年東日本台風）開始	
R2・4	浄化槽整備事業：宅内配管補助開始	
R3・3	いわき市総合生活排水対策方針（R3～R12）策定 いわき市地域汚水処理事業経営戦略策定 いわき市農業集落排水事業経営戦略策定	
R5・8	東部浄化センター廃止 東部処理区汚水を中部浄化センターへ送水開始	
R7・2	いわき市下水汚泥等利活用施設運用開始	

2 公共下水道事業の経過

(1) 計画決定（都市計画法）

区 分	都 市 計 画 決 定 告 示	面 積(ha)	摘 要	面 積 の 内 訳			
平市当初	昭和33年3月31日建設省告示第873号	180	平地区				
磐城市当初	昭和35年7月16日建設省告示第1379号	118	小名浜地区				
磐城市変更1	昭和38年3月30日建設省告示第1090号	191	小名浜弁別地区追加				
磐城市変更2	昭和40年3月31日建設省告示第950号	191	(執行年度割の変更)				
磐城市変更3	昭和40年10月2日建設省告示第2886号	451	小名浜諏訪町地区追加	(北部)	(東部)	(中部)	(南部)
いわき市当初 〃変更4	昭和42年3月29日建設省告示第907号	1,830	いわき市合併による統一及び内郷、平北部地区、南白土谷川瀬、神谷地区追加	1,379	451	—	—
〃変更5	昭和43年3月30日建設省告示第987号	1,830	弁別処理場敷地面積追加	1,379	451	—	—
〃変更6	昭和43年12月28日建設省告示第3887号	1,889	玉川処理区追加	1,379	451	59	—
〃変更7	昭和53年1月23日いわき市告示第56号	4,949	中部処理区、南部処理区追加	1,356	516	1,646	1,431
〃変更8	昭和54年1月11日いわき市告示第64号	5,375	いわきニュータウン追加	1,356	516	2,072	1,431
〃変更9	昭和58年3月1日いわき市告示第90号	5,382	東部処理区大原地区の一部を中部処理区へ編入	1,355	449	2,147	1,431
〃変更10	昭和61年3月7日いわき市告示第110号	5,284	いわきニュータウンの土地利用計画の見直し	1,355	449	2,049	1,431
〃変更11	昭和62年2月26日いわき市告示第102号	5,460	南白土、高坂の一部追加、若葉台、郷ヶ丘、久世原の追加、佐藤の一部削除、東部処理区の大原地区全部を中部処理区へ編入	1,397	376	2,261	1,426
〃変更12	平成2年11月7日いわき市告示第32号	6,024	草野、泉地区の一部を追加	1,502	376	2,709	1,437
〃変更13	平成7年9月20日いわき市告示第43号	7,517	四倉、赤井・平窪、好間、上荒川・下荒川、沼之内、豊間・江名・永崎、萱手、湘南台、錦町の一部を追加	2,500	376	3,167	1,474
〃変更14	平成10年3月2日いわき市告示第94号	7,517	鎌田ポンプ場の追加	2,500	376	3,167	1,474
〃変更15	平成13年4月10日いわき市告示第12号	7,594	平成ニュータウン、平南台、泉ヶ丘の一部を追加	2,514	376	3,224	1,480
〃変更16	平成15年12月19日いわき市告示第146号	7,594	仁井田中継ポンプ場、泉崎中継ポンプ場の位置の変更	2,514	376	3,224	1,480
〃変更17	平成19年1月24日いわき市告示第222号	7,594	平汚水専用幹線、船戸ポンプ場の位置の変更	2,514	376	3,224	1,480
〃変更18	平成24年2月14日いわき市告示第211号	7,594	北部浄化センターの位置の変更	2,514	376	3,224	1,480
〃変更19	平成24年11月30日いわき市告示第238号	7,595	小名浜地区の一部を追加	2,514	377	3,224	1,480
〃変更20	平成29年7月28日いわき市告示第123号	7,595	泉崎中継ポンプ場の位置の変更	2,514	377	3,224	1,480
〃変更21	令和元年9月27日いわき市告示第171号	8,884	上荒川、内郷小島、明治団地、泉崎、四倉の一部を追加鹿島の一部を除外	2,522	4,240	377	1,745
〃変更22	令和4年12月13日いわき市告示第200号	8,903	久之浜の一部を追加四倉、赤井の一部を除外	2,523	4,635	—	1,745

(2) 事業計画・事業認可（下水道法・都市計画法）

区分	下水道法 事業計画	事業期間	事業費 (百万円)	認可面積 (ha)	計画処理 人口(人)	処理能力 (m³/日最大)	摘要	都市計画法 事業認可告示
平市下水道築造 第一期工事(当初)	建設省 S33. 5. 20 厚生省 S34. 4. 22	S33～S41 S33～S41	390	180	39,700	14,300 (日平均)	平地区 平地区終末処理場認可(沈殿法)	—
磐城市公共下水道 事業計画(当初)	建設省 S35. 7. 16 厚生省 S37. 3. 31	S35～S38 S35～S43	320	103	23,700	6,790 (日平均)	小名浜地区 小名浜地区終末処理場認可 (高速散水灌床法)	—
平市変更1	建設省 S37. 7. 13	S33～S42				16,800 (日平均)	処理方式の変更 (高速散水灌床法)	—
磐城市変更1	建設省 S38. 8. 5	S35～S43	630	175	24,000	7,140 (日平均)	小名浜弁別地区追加	—
磐城市変更2	建設省 S40. 8. 5	S35～S44	660	183	34,600	7,140 (日平均)	処理方式の変更 (高速エアレーション沈殿法)	—
いわき市公共下水道事業計画(合併) 変更3	建設省 S44. 2. 14	S33～S49	3,425	429	82,300	48,900	北部 処理方式の変更 (標準活性汚泥法) 玉川処理区追加	—
〃変更4	建設省 S47. 5. 18	S33～S53	10,344	814	101,500	48,900	平北部、御厩の一部、君ヶ塚、 諏訪地地区追加	昭和48年6月5日 福島県告示第527号
〃変更5	建設省 S50. 12. 3	S33～S53	12,763	814	97,500	60,400	北部 処理能力変更 原単位見直し	昭和50年12月9日 福島県告示第1314号
〃変更6	建設省 S53. 3. 30	S33～S62	50,747	1,391	120,500	92,600	御厩、綾地区追加 中部処理区、南部処理区追加	昭和53年7月14日 福島県告示第947号
〃変更7	建設省 S54. 3. 7	S33～S62	62,388	1,817	145,500	113,100	いわきニュータウン追加	昭和54年3月20日 福島県告示第417号
〃変更8	建設省 S58. 6. 9	S33～S67	111,729	1,856	148,200	113,400	いわきニュータウン一部、船戸、 久保地区追加	昭和58年7月12日 福島県告示第925号
〃変更9	建設省 S61. 6. 27	S33～S68	107,505	1,786	149,500	113,400	いわきニュータウンの土地利用計画の見直し 大原の一部地区追加(岡小名区分)	昭和61年10月24日 福島県告示第1736号
〃変更10	建設省 S62. 3. 20	S33～S69	115,276	1,844	143,000	115,400	北白土地区追加	昭和62年3月31日 福島県告示第398号
〃変更11	建設省 S63. 3. 7	S33～S71	131,039	2,337	163,000	113,000	神谷、谷川瀬、小島、南白土、若葉台、 郷ヶ丘、久世原、下湯長谷を追加及び 玉川処理区を廃止し中部処理区に編入、 玉川浄化センターの廃止	昭和63年4月15日 福島県告示第662号
〃変更12	建設省 H3. 6. 24	S33～H12	157,760	3,235	161,500	136,000	御台境、高坂、下船尾、岡小名、大原、 上湯長谷町、下湯長谷町、開智町、 湯本町、白鳥町、錦町の一部追加	平成3年8月27日 福島県告示第803号
〃変更13	建設省 H8. 4. 24	S33～H17	198,151	4,128	188,000	147,500	平泉崎、自由ヶ丘、明治園地、泉町、 小名浜大原、小名浜住吉、湘南台、 錦町の一部追加	平成8年5月28日 福島県告示第501号
〃変更14	建設省 H10. 10. 29	S33～H17	198,465	4,128	188,000	147,500	鎌田ポンプ場追加	平成10年11月10日 福島県告示第1020号
〃変更15	建設省 H13. 10. 16	S33～H19	203,788	4,475	178,290	111,200	四倉町、内町、平成-ユータン、鎌田、泉崎、 港ヶ丘、白鳥町、西郷町、平南台、植田 町、中岡町、佐藤町、東田町の一部追加	平成14年1月29日 福島県告示第75号
〃変更16	国土交通省 H16. 11. 22	S33～H19	203,788	4,475	178,290	111,200	仁井田中継ポンプ場、泉崎中継ポンプ場 の位置の変更	平成16年12月17日 福島県告示第1158号
〃変更17	国土交通省 H19. 3. 30	S33～H24	225,855	4,475	173,610	115,700	平汚水専用幹線の位置の変更 船戸ポンプ場追加	平成19年4月24日 福島県告示第322号
〃変更18	国土交通省 H22. 3. 15	S33～H27	236,518	4,721	178,750	108,000	四倉町、内郷宮町及び内町、湯本町八仙 及び上浅貝、下浅貝、中岡町、佐藤町、 東田町の一部追加	平成22年4月30日 福島県告示第315号
〃変更19	国土交通省 H24. 1. 23	S33～H27	235,051	4,721	172,820	106,800	処理方式の変更(高速ろ過施設)	—
〃変更20	福島県 H28. 3. 29	S33～H32	248,648	4,834	182,140	106,800	泉ヶ丘の追加	平成28年3月29日 福島県告示第222号
〃変更21	福島県 H30. 3. 22	S33～H32	244,556	4,834	182,140	104,800	中・東部処理区の変更	—
〃変更22	福島県 R2. 12. 10	S33～R7	276,043	4,851	178,800	97,800	汚水の全体計画区域の縮小、久之浜地区 や勿来地区の事業計画区域への編入	—
	福島県 R2. 12. 22	S33～R7	276,043	4,851	178,800	97,800	汚水の全体計画区域の縮小、久之浜地区 や勿来地区の事業計画区域への編入	令和2年12月22日 福島県告示第905号

●用語集

<主な収支項目の説明>

・下水道使用料・受益者負担金

下水道使用料は、公共下水道に接続しているご家庭から上水道料金と一緒にいただいているお金です。基本的には施設の維持管理費にあてています。

受益者負担金は、公共下水道によって利益が生じる地域の皆さんに、建設改良費の一部として負担していただくお金です。

・他会計負担金・出資金

公共下水道は、生活排水である汚水と雨水の2種類を処理していますが、雨水の処理費用と汚水の処理費用の一部は、市の一般会計が負担しています。

・減価償却費・長期前受金戻入

減価償却費は、経年による建物や車両などの「資産」の価値が減少した分に相当する金額を費用化したものです。

長期前受金戻入は、「資産」取得時に財源とした国県補助金等を、減価償却費に対応して収益化したものです。

・維持管理費

汚水を処理する施設（浄化センター・ポンプ場）の運転や修繕、下水管の清掃や修繕のほか、下水道への接続促進や使用料の徴収等に係る経費です。

・支払利息及び企業債償還金

これまでに国や銀行などから借りたお金の返済に係る経費です。

・企業債

公共下水道は、何十年にもわたって使用していくため、今の世代の人だけが整備費用を負担することは負担が大きく、世代間の不公平につながります。

そこで、将来の世代にも費用の一部を負担していただくという考え方のもと、一部の費用を借り入れて、整備を行っています。

・建設改良費・補助金

建設改良費は、浄化センター・ポンプ場の建設や改築、下水管を敷設するための経費です。

補助金は、それらの下水道施設を整備するための費用の一部として、国・県から交付されるお金です。



いわき市水再生の
マスコットキャラクター
あいちゃん

令和7年度版 いわき市の下水道

編集・発行 いわき市 生活環境部 生活排水対策室

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

電話番号 0246(22)7519 (代表電話：経営企画課)

F A X 0246(22)7572

E-MAIL keiekikaku@city.iwaki.lg.jp
